

「安全・安心の未来都市」の実現に向けて（安心・協働・共生分野） 事業評価一覧（令和6年度に実施した事業）

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
1	職員の危機対応能力の向上	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		総合的な危機管理体制の充実	市職員	市職員の危機対応能力の向上のため、研修や訓練を開催	計画 どおり	0	H19	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題)：効果的な研修・訓練による職員の危機対応力の向上】 ・職員が危機対応に係る実際の行動をイメージできる実践的な「災害対応訓練」を実施したほか、実例を題材にしたロールプレイング型の「クレーマー対応研修」においては、新たに新任係長・補佐級を指名し、開催数を増やして実施するなど、研修内容の充実・強化を図ることができた。 ・今後は、職員の危機対応力の向上を図るため、効果的かつ実践的な研修等を継続的に実施していく必要がある。 【②今後の取組方針：職員の危機対応力の更なる向上】 ・引き続き、職員一人ひとりが主体的に対応できるよう、研修内容の充実を図るとともに、職員自身の危機に対する経験が少ないことから、ロールプレイング等を多く取り入れ、職員の対応力の更なる向上に取り組んでいく。	
2	総合防災訓練	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	総合的な危機管理体制の充実	・市民(自主防災会、自治会、学生、ボランティアなど)、 ・防災機関(自衛隊、警察など) ・事業者(協定締結企業など) ・協定締結自治体	市民や防災機関などが参加する防災訓練の実施	計画 どおり	5,266	S61		【①昨年度の評価(成果や課題)：能登半島地震等の教訓を踏まえた訓練の実施】 ・総合防災訓練は、災害発生時をよりイメージできるプログラム編成とし、能登半島地震の教訓を踏まえ、自分自身の身を守る訓練や共助による発災時の初動対応訓練のほか、新たに、道路上のがれき等の障害物を除去する「道路啓開訓練」や人命救助、医療救護の機関が連携し一連の流れで行う「救出救助・医療救護連携訓練」などを実施し、それぞれの役割についての共通認識・共通理解を深めるとともに、防災関係機関や地域の自主防災組織との連携強化を図ることができた。 ・今後は、より多くの市民の参加意欲や参加者の防災意識がより一層高まるよう、関係機関や地域のニーズを踏まえながら訓練内容を検討するなどし、実践的かつ実効性の高い訓練を実施する必要がある。 【②今後の取組方針：より実践的かつ効果的な訓練の実施】 ・「地域と行政」、「地域と行政と民間」など他機関が相互に連携し、「自助」や「共助」における重要なポイントを訓練に組み込むとともに、参加者や見学者も災害時の「備え」や「動き」を理解しやすい内容の訓練を実施する。(令和7年度は県と共催)	
3	防災備蓄整備事業	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	防災・減災対策の強化	市民	災害による避難者が必要とする食料や生活必需品等を整備	計画 どおり	19,834	S61		【①昨年度の評価(成果や課題)：計画的な備蓄品の確保と防災備蓄庫の適正管理】 ・「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、食料・生活必需品等の備蓄を計画的に行った。 ・地区市民センターや小・中学校など、計83か所の避難所へ携帯トイレを新たに配備し、発災直後から即座に提供できる体制を整備した。 ・今後は、更新期限を迎える備蓄物資の効果的な活用方法の検討や備蓄品目の見直し等を行いながら、避難所環境の向上を図る必要がある。 【②今後の取組方針：計画的な備蓄及び避難所環境の向上】 ・引き続き「第3次宇都宮市防災備蓄・調達計画」に基づき、計画的に備蓄品の更新・有効活用を行いながら、避難所の質の向上を目指し、簡易ベッドや女性・乳幼児用備品の調達・拡充を図っていく。 ・また、避難所における衛生環境の向上に寄与する「移動式トイレカー」を導入していく。	拡大
4	デジタルを活用した情報収集伝達体制の整備	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	防災・減災対策の強化	・市民 ・来訪者	・災害時等の迅速かつ正確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情報提供の多重化	計画 どおり	7,918	H23		【①昨年度の評価(成果や課題)：登録制防災情報メールの普及促進】 ・登録制防災情報メールの更なる普及促進に向け、登録案内チラシを年に2回、自治会回覧により配布するとともに、広報紙や出前講座、多くの人が集まるイベント時など、様々な機会を捉え登録促進活動を行い、新規登録者を着実に増やすことができ、年度末で29,555件の登録となった。 ・今後は、「登録制防災情報メール」は発信できる情報量も多く、複数存在する情報収集手段の中でも特に効果的なツールであることから、より一層の普及促進が必要である。 【②今後の取組方針：登録制防災情報メールの更なる普及促進と情報取得に係る防災知識の普及啓発】 ・登録制防災情報メールの更なる普及促進に向け、自分で登録ができない方への登録支援や、多くの人が集まるイベント時などの機会を捉えた登録促進活動など、効果的な取組を実施し、登録制防災情報メールの更なる普及促進を図っていく。 ・市民の適切な避難行動につながるよう、様々な情報伝達手段により災害情報を発信していくとともに、災害時に必要な情報を取得できるよう、複数の情報収集手段を確保しておくことの重要性について、引き続き、防災出前講座などにおいて周知・啓発を行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
5	防災知識の普及啓発	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	防災・減災対策の強化	市民	防災に関する知識の普及 啓発を図るため、冊子の 配布や出前講座の実施	計画 どおり	0	H25		【①昨年度の評価(成果や課題)：出前講座などによる防災知識の普及・啓発】 ・出前講座やホームページ、広報紙など、あらゆる機会を活用し、災害種別に応じた適切な避難のあり方や一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作り方などを市民に周知することにより、継続的に防災知識の普及・啓発を行った。 ・特に小学生を対象とした防災出前講座において、新たにクイズ形式の講座を取り入れるなど、若年層への防災知識をわかりやすく伝えることができた。 ・今後は、全戸配布した「宇都宮市防災ハザードマップ」について、関係部局と連携を図りながら、その利用方法等について、周知啓発を行う必要がある。 【②今後の取組方針：幅広い世代への防災知識の普及啓発と「防災ハザードマップ」の普及啓発】 ・引き続き、出前講座や地域と連携した防災訓練、小学生向けの講座など、あらゆる機会を捉え、災害対応の基本となる「自助」「共助」に対する市民の理解を深め、地域防災力の更なる向上を図っていくとともに、「防災ハザードマップ」の利用方法等についても周知啓発に取り組んでいく。	
6	急傾斜地崩壊対策事業	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化	好循環P	土砂災害の未然防止 及び緊急時における 迅速な避難	・市内の急傾斜地崩 壊危険区域に居住 する市民	・県施工の崩壊防止事業 の促進 ・防災訓練等の実施	計画 どおり	8,751	S47		【①昨年度の評価(成果や課題)：急傾斜地崩壊危険区域の防災性の強化】 ・総合治水・雨水対策推進計画における「備える」取組を推進するため、「土砂災害防止月間」の6月に広報紙を通じた周知啓発に加え、上田原町(藤の越A)の急傾斜地崩壊危険箇所周辺において、住民参加(計34名、うち住民15名)による防災訓練や県等との合同点検(計34名)を実施し、災害対応に係る関係機関との連携を確認した。 ・土砂災害の未然防止に向け、本市が県に要望している急傾斜地崩壊危険箇所の指定箇所17箇所のうち、9箇所は完了し、4箇所は一部完了、3箇所は施工中(1箇所未着手)となっている。 ・防災意識の向上に向け、防災ハザードマップを活用し土砂災害等に関する説明会を開催した。 ・災害時に適切な避難行動をとることができるよう、住民の防災意識の更なる向上を図る必要がある。 【②今後の取組方針：関係機関と連携した防災対策の実施】 ・今後も、土砂災害の未然防止に向けた取り組みとして、県に危険箇所対策の早期実施を要望していく。 ・緊急時における住民の迅速な避難行動に繋がるよう、「防災訓練」や「合同点検」を行うとともに、市ホームページや広報紙、新たに作成した防災ハザードマップの活用やマイ・タイムラインの作成などの周知啓発に努めながら防災意識の向上を図る。	
7	宅地耐震化推進事業	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		大規模盛土造成地の 大地震時における安全 性の確保	・市民(宅地所有者) ・公共施設の管理者	・大規模盛土造成地滑動 崩落防止工事の実施 ・大規模盛土造成地の変 動予測調査を実施(モニ タリング)	計画 どおり	768,065	H29		【①昨年度の評価(成果や課題)：大規模盛土造成地滑動崩落防止工事の実施】 ・工事完了後の対策施設の維持管理方法については、3地区について今後、都市計画課において目視点検等の管理を行うことや、維持管理に係る土地の立ち入り等について、土地所有者と協定書を締結することとし、工事が完了した鶴田地区では土地所有者全員と協定書を締結した。 - 叶谷地区 R5.10月着工、R7.3末 進捗率97.9% - 横山地区 R5.10月着工、R7.3末 進捗率99.9% - 鶴田地区 R5. 8月着工、R6.8末 進捗率100.0%(工期R6.8.20 工事完了) 【大規模盛土造成地の変動予測調査(モニタリング)】 ・変動予測調査が必要な81箇所の大規模盛土造成地について、令和6年度の調査においては、新たに早期の第二次スクリーニング調査が必要な盛土はないことを確認した。 【②今後の取組方針：大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事の推進】 ・2地区の工事に対して、適切な施工監理を行い、計画工期内の完了に努める。 ・令和7年度内に工事完了予定の叶谷地区・横山地区については、工事完了後すみやかな工損調査や、土地所有者と対策施設の維持管理に係る協定書の締結を行う。 (叶谷地区、横山地区は令和7年度工事完了予定。) 【大規模盛土造成地の変動予測調査(モニタリング)】 ・81箇所の大規模盛土造成地については、地質調査の専門業者に助言を受けながら、盛土の安定性を継続的に確認する。	
8	ブロック塀等安全対策補助金	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		ブロック塀等の安全対 策の促進	一般通行の用に供 する道路等に面する 一定の高さを超える 塀の所有者等	・撤去、補強改修・再築費 用の一部補助	計画 どおり	5,305	H30		【①昨年度の評価(成果や課題)：安全対策の周知啓発の実施】 ・ブロック塀等の安全対策について、自治会回覧や広報紙、HP等により、広く周知を行うとともに、令和2年度に実施した実態調査の再調査を実施しながら、重点的にスクールゾーンの危険性の高いブロック塀等の所有者に対して、撤去や改修を直接働きかけた。 ・通学路の安全確保の観点から、スクールゾーン外の通学路のブロック塀等について、代表的な12校を選定して試行的に実態調査を実施した。 ・地震発生時におけるブロック塀等の倒壊被害による人的被害の防止と避難路の確保のため、実態調査結果を活用して、危険性の高いブロック塀等所有者に安全対策の重要性を周知啓発しながら、安全対策の促進に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針：効果的な情報発信・制度拡充に向けた検討】 - 引き続き、実態調査結果に基づき、危険性の高いブロック塀等の所有者に対して、補助制度を活用した撤去・改修を働きかけるとともに、緊急輸送道路沿道については、令和2年度に実施した実態調査以降の状況変化を把握するため、再調査を実施する。また、スクールゾーン外の通学路についても、児童の登下校時の実態等を踏まえた対策に向けた強化を検討していく。	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
9	八幡山公園急傾斜地の整備	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		土砂災害から住民の 生命と財産を守るた めの法面整備	八幡山公園の急傾 斜地	急傾斜地崩壊防止施設 の整備	計画 どおり	51,931	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):八幡山公園急傾斜地整備の推進】 ・社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、過年度までに法面整備が完了済である八幡山公園東側エリアにおいて園路整備工事を実施し、東側エリアの土砂災害特別警戒区域の整備事業が完了した。 ・宇都宮市地域防災計画において、広域避難場所に位置付けられている八幡山公園において、公園利用者の安全・安心を確保するため、計画的な事業推進が必要である。 【②今後の取組方針:国庫補助金の財源確保】 ・急傾斜地の安全対策を着実に推進するため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、財源確保に取り組み、公園中央エリアの法面整備や避難路及び防災広場等の整備を計画的に進め、令和10年度の事業完了を目指す。 ・法面整備が完了した公園東側エリアについて、令和7年度中の土砂災害特別警戒区域の解除(警戒区域への移行)に向けた県との調整を進める。	
10	災害見舞金等支給事業	Ⅲ－6	危機に対する体制・都市 基盤の強化		被災者へのお見舞	災害により被害を受 けた市民	被災者に対する見舞金の 支給	計画 どおり	1,846	S44		【①昨年度の評価(成果や課題):被災者へのお見舞金の支給】 ・火災や水害の被災者を対象に、被害状況に応じ、迅速に見舞金の支給を行った。 ・「床下浸水」被害については、適用する災害の範囲を「全ての大雨」に広げ、被害を受けた市民に対する支援の充実を図った。また、対象の拡大について、自治会回覧や広報紙、SNS等を活用し、広く市民に周知した。 【②今後の取組方針:被災者への迅速なお見舞金の支給】 ・関係課と連携を図り、被災者への迅速なお見舞金支給を実施していく。	
11	公共下水道雨水整備計画の推進	Ⅲ－6	総合的な治水・雨水対策 の推進	SDGs 戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水 区(市街化区域) の市民	雨水幹線等の整備	計画 どおり	1,076,170	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害の軽減】 ・「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」に位置付けた中丸川排水区の雨水幹線を整備したことにより、道路冠水被害が軽減する見込みである。 ・雨水幹線の整備にあたっては、放流先である流末の河川整備と調整を図り、より効果的な整備に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:雨水幹線の着実な整備】 ・今後も、市街化区域における浸水被害を解消するため、浸水実績等を踏まえ、効果的な雨水対策が図れるよう、関連する河川・道路などの事業と連携しながら、雨水幹線の整備に取り組んでいく。 ・宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画の中間見直しについて、現計画の課題や取り組みに関して整合を図り、推進計画中期目標達成に向けて、着実に雨水幹線整備が推進できるよう、関係課と密に連携を図っていく。 ・鶴田第5排水区と新川第6排水区の実施設計について周辺環境を踏まえうえて、効果的な整備となるよう、設計をとりまとめ、着実に整備率の向上を図っていく。	
12	橋りょう維持修繕事業	Ⅲ－6 Ⅵ－13	危機に対する体制・都市 基盤の強化 円滑、快適、安全・安心な 道路づくりの推進	好循環P SDGs	地域道路網のより高い 安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路 ネットワークの構築	市民、道路利用者	・橋りょうの耐震化・維持 修繕	計画 どおり	697,119	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):橋梁の耐震化・長寿命化対策の実施】 ・重要度の高い橋りょうの耐震化や、健全性の診断結果を踏まえた予防保全型の長寿命化工事を実施するなど、着実に事業に取り組んだ。 ・今後も、老朽化などによる機能が損なわれないよう、安全確保に努める必要がある。 【②今後の取組方針:橋梁の耐震化・長寿命化対策の推進】 ・「宇都宮市道路施設長寿命化計画(橋梁編)」に基づき、引き続き、耐震化を進めるとともに、維持修繕については定期点検を着実にを行い、その結果を反映させた措置を行うなど、橋りょうの長寿命化対策を確実に実施していく。 ・橋りょうの法定点検において、AI技術を活用した劣化診断の精度や、作業時間短縮等の効果を検証し、本格実施に向け検討を進める。 ・令和8年度に予定している道路施設長寿命化計画の中間見直しに向け、現行計画の効果検証や、今後の修繕スケジュール更新等を行い、より効果的なライフサイクルコストの縮減及び橋梁の長寿命化に取り組む。	
13	田んぼダムの普及促進(ソフト)	Ⅲ－6	総合的な治水・雨水対策 の推進	戦略事業	河川の溢水被害の軽減 に向け、水田に降った 雨を一時的に貯め、河 川への流出抑制を図る もの	・土地改良区 ・農業者	・排水調整マス設置費(新 規・更新)の負担 ・土地改良区内に設置す る実施支援員への謝金の 負担	計画 どおり	4,656	R2	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):田んぼダム効果の維持に向けた体制の構築】 ・令和5年度までに整備された田んぼダム(排水調整マス5,687基)の機能維持のため、63基を設置(新規・更新)した。 ・土地改良区や多面的機能支払交付金活動組織と連携し、農業者による田んぼダム機能を維持する体制を構築した。 ・土地改良区等及び農業者と協力し、田んぼダム効果を長期的かつ継続的に維持する必要がある。 【②今後の取組方針:田んぼダム効果の維持に向けた体制の継続及び周知】 ・土地改良区等の実施支援員と協力し、田んぼダム効果を長期的かつ継続的に維持するため、引き続き、マスの更新等の機能を維持する取り組みを行っていく。 ・下流域に位置する市街地住民に対し、大学と連携しながら出前講座などにより、田んぼダムの周知を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
14	田んぼダムの普及促進(ハード)	Ⅲ－6	総合的な治水・雨水対策の推進	戦略事業	農業者によるあぜ塗り作業を促進し、田んぼダム効果の維持向上を図るもの	・土地改良区 ・農業者	・田んぼの貯水力向上に必要なあぜ塗りに使用する機械の導入補助	計画 どおり	1,266	R2	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):田んぼダム効果の維持向上】 ・田んぼダムの効果の維持向上に向け、畦畔高や強度を確保するため、あぜ塗り機導入補助事業により1台を導入した。 ・田んぼダムの効果が継続・発揮されるためには、あぜ塗り等による畦畔高及び畦畔強度の確保が必須であることから、当該補助事業の活用促進に向け、補助事業の周知や農業者への支援を継続的に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:土地改良区等と連携した補助事業の活用推進】 田んぼダム効果の維持向上に向け、引き続き、土地改良区等の実施支援員と連携した事業の周知に取り組むとともに、田んぼダム協力農業者を対象としたチラシ配布等を行い、当該補助事業の更なる活用促進を図っていく。	
15	道路排水施設整備事業	Ⅲ－6	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P 戦略事業 SDGs	道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	・道路排水施設の整備	計画 どおり	158,698	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):道路冠水の軽減に向けた排水施設整備の実施】 ・「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、道路冠水軽減対策として、透水性舗装や浸透樹の整備などを計画通り実施した。 ・令和6年8月の大雨で被害が発生した地区を中心に、今後の被害軽減のために浸透樹の新設を行うなど、緊急対策に取り組んだ。 ・近年の台風や豪雨に対して、これまでの取組の効果を定量的に把握しながら、更なる道路冠水軽減に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:効率的・効果的な冠水軽減対策の推進】 ・道路冠水箇所において、地形や排水経路、既存排水施設など状況に応じ、効率的・効果的な冠水軽減対策に取り組むとともに、「総合治水・雨水対策推進計画」における目標の達成に向け、計画的に排水施設の整備に取り組む。	
16	河川整備事業	Ⅲ－6	総合的な治水・雨水対策の推進	好循環P	河川の浸水被害の解消	・流域に居住する市民、地権者	河川改修の実施	計画 どおり	1,494,883	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):浸水被害解消に向けた計画的な整備の実施】 ・都市基盤河川奈坪川について、奥州街道及び市道497号線に架かる橋梁の架替工事を完成させるとともに、競輪場通りから奥州街道にかけ片側の護岸工事を実施した。 ・準用河川越戸川バイパスについて、越戸川本川合流部の整備を完了させるとともに、準用河川大久保谷地川バイパスについては、最終工区となる新4号国道横断部推進工事の発注を行うなど、事業を進捗させた。 ・維持管理については、河川本来の流下能力の確保に向けた浚渫など適正な維持管理を実施した。 ・都市基盤河川奈坪川における浸水被害の軽減を図り、市民の安全・安心を早期に確保するため、引き続き、計画的な整備を推進する必要がある。 ・都市基盤河川御用川については、下流の一部区間の河川改修が完成しているものの、全体の整備には多くの期間を要することから、競輪場通りの上流区間について、道路拡幅事業の動向を注視しながら着手時期の検討を進める必要がある。 【②今後の取組方針:浸水被害解消に向けた計画的な整備の推進】 ・河川整備については、計画的な整備に向けて、地域住民や地権者の理解を得ながら事業推進を図っていく。 ・維持管理については、引き続き、河川本来の流下能力の確保に向けた浚渫など適正な維持管理を行う。	
17	宅地内雨水貯留・浸透施設設置の促進	Ⅲ－6	総合的な治水・雨水対策の推進	SDGs 戦略事業	市民との協働による、雨水の流出抑制と有効利用	市街化区域における一般住宅及び民間事業者や集合住宅、駐車場を所有または占有している者	雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助 補助制度の周知	計画 どおり	2,449	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):雨水貯留・浸透施設設置の促進】 ・更なる市民意識の醸成を図るため、積極的に広報活動を行い、設置を促進する必要がある。 【②今後の取組方針:補助制度の利用促進】 ・取組の検証や世論調査結果を踏まえ、様々な機会を捉え市民等に向けた広報活動を行う。	
18	南消防署移転改築事業	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実	戦略事業	市南部地域の災害対応拠点施設の整備	消防施設	消防を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた施設整備	計画 どおり	50,922	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):「宇都宮市南消防署整備基本計画」に基づく基本設計の実施】 消防施設の老朽化・狭隘化に伴う対応が急務である中、令和6年2月に改定した「宇都宮市南消防署整備基本計画」に基づき、基本設計を実施したほか、土地収用法に基づき、県に対して事業認定を申請し、認定された。 【②今後の取組方針:整備基本計画に基づく着実な施設整備】 基本設計を踏まえ、実施設計で建物の仕様や工事内容を確定させるほか、用地取得に向けた必要な手続を行うなど、施設の整備を着実に推進し、整備基本計画に基づき、令和10年度の供用開始を目指す。	
19	消防団各分団運営交付金	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団	消防団の各分団での会議運営・訓練助成	計画 どおり	10,810	S51		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な消防分団活動の支援の実施】 それぞれの地域に根ざし、新たな消防団員の確保や育成における主体的な役割を担う各消防分団の運営に要する経費について補助を行い、各消防分団の円滑な活動を促進するための支援を行った。 【②今後の取組方針:消防分団活動の継続支援】 本市消防防災体制の充実・強化のためには、地域防災の要である各消防分団の活性化が不可欠であることから、今後もその活動に必要な経費等への支援を継続していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
20	消防団互助会補助金	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実		消防団員の確保	消防団	全団員が加入する消防団互助会への支援	計画 どおり	1,481	S30		【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮市消防団互助会の円滑な運営の促進】 消防団員の活動環境を向上させることを目的として設置されている互助会に対する補助を通して、消防団員の研修及び福利厚生事業など円滑な事業運営を促進するための支援を行った。 【②今後の取組方針:宇都宮市消防団互助会への支援の継続実施】 消防団員の確保・充実においては、活動環境の向上が必要であることから、引き続き、円滑な互助会運営を促進するため、事業への支援を継続していく。	
21	消防施設整備事業	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実	戦略事業	消防団施設の整備	消防団施設	消防団詰所更新による消防防災体制の充実強化	計画 どおり	297,149	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):消防団詰所更新整備事業による未耐震詰所の耐震化の実施】 将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。 【②今後の取組方針:消防団詰所更新整備事業による着実な未耐震詰所の耐震化の推進】 消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、計画的に未耐震詰所の耐震化を推進することとし、引き続き、上河内・河内地域の機械器具置場の詰所化を検討する。	
22	火災予防事業	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実		・火災予防の普及啓発 ・防火意識の高揚	・市民 ・幼年消防クラブ員 ・少年消防クラブ員 ・女性防火クラブ員	・防火作品の募集 ・幼年消防防火のつどい ・啓発用ポスター、リーフレットの作成、配布	計画 どおり	2,309	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):火災予防の普及啓発活動による火災の減少】 令和6年中に発生した火災件数は89件(前年比21件の減)であり、昭和30年の町村合併以降、最少の火災件数となった。これは、長年にわたる各防火団体の積極的な火災予防の普及啓発活動により、市民の防火意識の高揚が図られた結果である。 【②今後の取組方針:さらなる防火意識の高揚】 火災件数は減少しているものの、建物火災に占める住宅火災の割合は依然として高く、その出火原因の多くは「たばこ」、「こんろ」、「ストーブ」と生活と密接に関係するものであることから、日頃から市民一人ひとりが防火に関心を持ち、身近なところから火災危険を減らしていくことができるよう、引き続き、火災予防の普及啓発活動に取り組み、市民のさらなる防火意識の高揚を図る。	
23	女性防火クラブ補助金	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実		女性防火クラブ活動の活性化	女性防火クラブ員	・消火競技会の開催 ・消防学校一日入校の開催 ・防火広報の実施 ・役員研修の開催 ・視察研修の開催	計画 どおり	1,350	S55		【①昨年度の評価(成果や課題):女性防火クラブの活動支援】 消防学校一日入校や消火競技会、役員研修、視察研修等にクラブ員が積極的に参加し、防火に関する知識や技術を習得するほか、秋季及び春季火災予防運動において全39地区のクラブ員が地域の実情に応じた様々な防火広報を実施し、地域住民の防火意識の高揚を図るなど、事業の目的を達成することができた。 【②今後の取組方針:継続した女性防火クラブ活動の支援】 女性防火クラブは、家庭や地域における防火意識の普及啓発を担い、本市の火災件数減少に大きく貢献している団体である。また、地域防災においても女性の視点を活かした災害対策に取り組んでおり、団体の活動意義は非常に大きいことから継続的に活動を支援していく。	
24	防災知識の普及啓発事業	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実		自主防災組織の育成・強化	・自主防災会	・役員・リーダー研修会の開催 ・事業所、各地区自主防災会等訓練の支援 ・自主防災会連絡会議の開催	計画 どおり	557	H4		【①昨年度の評価(成果や課題):防災リーダー育成・支援】 役員・リーダー研修会を実施し、防災リーダーの育成支援を行った。また、自主防災会連絡会議では、防災に関する情報共有や各地区の連携強化を図ることができ、事業の目的を達成することができた。 【②今後の取組方針:自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】 各種災害による被害を軽減するためには、自分たちの地域と自らの命を守ること(自助・共助)が重要であり、そのためには、地域防災力の充実強化に向け、防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成、支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き防災知識の普及啓発事業を推進していく。	
25	自主防災会活動事業補助金	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実		災害時における各地区自主防災会活動の支援	自主防災会	・各地区防災訓練の開催 ・各地区防災資機材の整備	計画 どおり	7,800	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):防災訓練等の指導、助言による自主防災会活動の支援】 各地区の自主防災会が地域の実情に応じた効果的な訓練が行えるよう、企画の段階から積極的に指導、助言を行うことにより、全ての地区で防災訓練や防災講習を行うことができたほか、補助金の増額に伴い、老朽化した資機材の更新整備や避難所運営に必要となる資機材を新たに整備するなど、各地区における防災力の向上が図られ、事業の目的を達成することができた。 【②今後の取組方針:自主防災会活動の継続的支援】 災害時に自主防災会が主体的に活動できるよう、防災訓練の実施や防災資機材の整備を支援するなど、自主防災会の育成強化に積極的に取り組み、地域防災力の向上に努める。	
26	消防車両等購入費	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実		消防力の充実強化	消防車両	消防車両の整備	計画 どおり	487,651	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な消防車両更新による機能の高度化】 消防車等12台(常備車両7台、非常備車両5台)の更新を実施したことで、消防車両の機能確保と高度化を図った。 【②今後の取組方針:消防車両の継続的な整備】 確実な消防・救急活動の実施及び一層の機能向上を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動を積極的に実施しながら、今後も継続し計画的な車両更新の推進に取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
27	防火水槽整備事業	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実		大震時における消防水利の確保	耐震性防火水槽	市街地において均等に整備する。	計画 どおり	23,465	S25		【①昨年度の評価(成果や課題):消防水利の確保】 防火水槽2基を整備し、市街地における消防水利の充実強化を図った。 【②今後の取組方針:整備計画に基づく事業の推進】 大規模災害等による被害の軽減を図れるよう、計画的に耐震性防火水槽を整備していく。	
28	水防対策の充実強化	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実		水防技術の向上と水防意識の啓発	・消防職員 ・消防団員 ・水防関係機関 (国、県、町) ・市民	水防工法や啓発を実施する。	計画 どおり	1,450	S35		【①昨年度の評価(成果や課題):水防体制の充実・強化】 水防関係機関の連携により実践的な訓練を実施し、水防技術の向上と水防意識の啓発を図った。 【②今後の取組方針:水防法の定めによる訓練の継続】 伝統的な水防工法のほか、簡易的な水防工法や内水はん濫によるボート救出などを実施しながら、市民の水防に対する理解を深め、引き続き水防体制を強化していく。 水防協力団体制度の運用を開始し、認定団体と連携しながら地域水防力の強化を図っていく。	
29	消防緊急通信指令システム改修	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実	戦略事業	通信指令システムの安定稼働	・消防車両 ・通信指令システム	・消防車両における車両運用端末装置の改修 ・通信指令システムの有寿命部品の交換	計画 どおり	104,798	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):通信指令システムの機能維持】 消防車両88台の車両運用端末装置の改修及び通信指令システムの有寿命部品の交換を実施したことで、各種災害に対する通信指令システムの機能維持が図れた。 【②今後の取組方針:安定稼働の維持】 増大する消防需要に対応するため通信指令システムの保守管理に努め、安定稼働を維持する。	
30	通信指令システム更新整備事業	Ⅲ－6	消防・救急体制の充実	戦略事業	通信指令システム更新整備	通信指令システム	通信指令システム更新整備のための基本設計業務	計画 どおり	9,218	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):通信指令システムの更新整備に向けた検討】 通信指令システムの更新整備に向けた基本設計業務を実施し、将来を見据えた課題やそれらに対応するために必要な機能等の検討を行った。 【②今後の取組方針:実施設計へ向けての調整】 超高齢社会の進行や災害の大規模化、複雑多様化など消防を取り巻く環境の変化に迅速かつ適切に対応するため、通信指令システムの更新整備に向けた実施設計業務に取り組む。	
31	食品衛生検査施設信頼性確保	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		食品衛生検査施設における信頼性の確保	食品衛生検査施設 (衛生環境試験所)	・食品衛生法に基づき、食品衛生検査施設に対し、内部点検及び外部精度管理調査を実施	計画 どおり	229	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生検査施設の検査データ等の信頼性確保】 ・本市の食品衛生に係る行政検査の信頼性を確保するため、食品衛生検査施設の立ち入り検査を行い、試薬や機器の管理や検査記録等が適切に行われていることを確認した。また、検査結果の正確さやバラツキなどを調査する外部機関の精度管理検査を活用し、信頼性の確保に務めた。 【②今後の取組方針:食品衛生検査施設の信頼性確保】 ・食品の安全確保のために行政検査を実施する食品衛生検査施設に対し、定期的に、立入り検査や外部の精度管理調査を実施することで、検査データの信頼性を確保する。	
32	家庭用品検査	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		乳幼児衣類等の家庭用品における健康被害の未然防止	家庭用品を製造又は販売する事業者	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、乳幼児衣料品等を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有状況を検査	計画 どおり	34	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):乳幼児用衣類など家庭用品の有害物質の検査実施】 ・皮膚刺激に敏感な乳幼児への健康被害防止対策に重点をおいた乳幼児用衣類及びエアゾル製品について試買検査を実施し、全てについて有害物質が基準値未満であることを確認できた。 【②今後の取組方針:家庭用品の試買検査の実施】 ・家庭用品における健康被害を未然に防止するため、乳幼児衣料品等に含有する有害物質を計画的に試買検査する。	
33	交通安全施設整備事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		交通事故の防止 通行の安全確保	市民、道路利用者	・交通安全施設の整備	計画 どおり	171,039	S45		【①昨年度の評価(成果や課題):交通安全施設の整備、修繕】 ・道路反射鏡や防護柵、区画線等の設置や道路の修繕と合わせた区画線の更新など交通安全施設の整備、修繕について、劣化度や道路の重要度、危険性など、道路の特性を総合的に判断しながら実施した。 ・交通安全施設の更新について、事業量の平準化を図りながら、施設の劣化度の基準や優先すべき路線の考え方などに関する維持管理の方針等を踏まえるとともに、路面標示の維持管理については、路面標示の近年の新たな役割なども考慮しながら、中長期に渡って計画的に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:交通安全対策の継続・推進】 ・維持管理方針等を踏まえた交通安全施設の計画的な更新に加え、地域や警察、学校等の関係機関で実施している通学路合同点検の結果や、地域の実状に合わせた交通安全施設の整備に引き続き、取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
34	消費生活相談事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	消費者被害の救済	消費者	消費生活相談の実施	計画 どおり	336	S56	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題):複雑・多様化する相談への対応】 ・年末年始を除き、毎日、相談窓口を開設していることに加え、関係機関等の研修への参加や外部講師による研修会の実施、相談事例について情報共有するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の向上を図るとともに、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害の発生に伴う悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行ったことにより、複雑・多様化する相談に適切かつ迅速に対応した。 ・複雑・多様化する相談に適切に対応するため、相談員の知識の習得や技術の一層の向上が必要である。 【②今後の取組方針:相談員の知識の習得や技術の一層の向上、詐欺的商法や自然災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応】 ・引き続き、関係機関等の研修への参加や外部講師による研修会を実施するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の一層の向上を図っていく。 ・インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応に努めていく。	
35	消費者教育・啓発事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	消費生活の安全確保	消費者	・消費生活出前講座の開催 ・啓発物品の作成、配布 ・家庭科副読本の作成、配布 ・広報紙、新聞広告等による情報提供 ・各種イベント等での周知 ・家庭の教育手帳における周知・啓発 ・SNSを活用した情報発信	計画 どおり	1,599	S52		【①昨年度の評価(成果や課題):消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、成年年齢引下げに伴う若年層への周知啓発、詐欺的商法や自然災害の発生に伴う悪質商法等の事例などの情報収集及び消費者への提供】 ・消費者月間やイベント等の様々な機会において啓発を行うとともに、高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、新聞広告、ラジオ等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った。 ・令和4年4月に成年年齢の引下げがあったことから、成年年齢を間近に控えている市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、ホームページにおける啓発や庁内関係課との連携によるSNS等を活用した情報発信を行うなど、若者が遭いやすい契約に関するトラブルなどについて、若年層に周知啓発を行った。 ・インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害の発生に伴う悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。 【②今後の取組方針:様々な機会を活用した啓発や出前講座等の実施、成年年齢引下げに伴う若年層への周知啓発、詐欺的商法や自然災害等の発生時における消費生活に関する情報収集及び消費者への情報提供】 ・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を活用して啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。 ・令和4年4月からの成年年齢引下げから3年が経過したが、引き続き、若者の消費者トラブルを未然に防ぐため、市内の高校2年生に啓発カードを配布するほか、国や県、庁内関係課との連携による情報発信を行うなど、若年層に周知啓発を行っていく。 ・引き続き、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法や、自然災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。	
36	消費者取引適正化事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	消費者の生命・身体・財産の安全確保	三法に規定された製品を扱う販売業者	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく立入検査の実施	計画 どおり	13	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):立入検査の実施による商品の取引状況の確認】 ・消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して計画的かつ効率的に立入検査を実施し、「特定商品」の表示について適正であることを確認した。 【②今後の取組方針:計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保】 ・引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努めていく。	
37	特殊詐欺対策事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	特殊詐欺被害の未然防止	消費者、特殊詐欺被害防止に取り組む事業者	・啓発物品の作成、配布 ・特殊詐欺啓発チラシの作成・配布 ・広報紙、新聞広告等による周知・啓発 ・「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施 ・街頭啓発	計画 どおり	1,454	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):啓発チラシ等の配布、各種広報媒体による周知・啓発、事業者や警察等の関係機関と連携した啓発、「SNS型投資・ロマンス詐欺」等の多種多様な手口による詐欺被害の防止】 ・啓発チラシ等の作成・配布や、広報紙、新聞広告等の各種広報媒体による周知・啓発を行うとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店等の事業者と連携した消費者への啓発を実施するほか、警察等の関係機関との連携による啓発事業を行った。 ・固定電話等による特殊詐欺被害のほか、「SNS型投資・ロマンス詐欺」等の多種多様な手口による詐欺被害を防止する必要がある。 【②今後の取組方針:啓発チラシ等の配布、各種広報媒体による周知・啓発、事業者や警察等の関係機関と連携した被害の未然防止に向けた取組、動画による周知啓発、「SNS型投資・ロマンス詐欺」等の詐欺被害の事例や対策の周知】 ・引き続き、啓発チラシ等の配布や各種広報媒体のほか、新たに動画の制作・活用による周知・啓発を行うとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」等の事業者や、警察等の関係機関と連携した被害の未然防止に向けた取組を行う。 ・「SNS型投資・ロマンス詐欺」等についても、様々な機会や各種広報媒体の活用により詐欺被害の事例や対策を周知していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
38	特殊詐欺撃退機器購入費補助金	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	特殊詐欺被害の未然 防止	65歳以上の市民	特殊詐欺撃退機器を購 入・設置する費用に対し 補助金を交付	計画 どおり	7,280	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):「特殊詐欺撃退機器」の普及促進】 ・本補助金について、地域や警察、事業者等の関係機関、団体と連携しながら周知するほか、広報紙、ホームページ、新聞広告、ラジオ等の各種広報媒体による周知や、電器店、特殊詐欺被害防止協力店等への協力依頼により、特殊詐欺撃退機器の特徴や、利用者の声を紹介するなど、機器の効果を広く周知した。また、出前講座において、機器の効果を周知するなど、更なる普及促進を図った。 ・補助金を活用して特殊詐欺撃退機器を購入した方へのアンケート調査において、「撃退機器を取り付けた後、被害に遭った」という回答は全くないという結果が出ており、被害の未然防止につながった。 ・特殊詐欺の手段は、固定電話、携帯電話、メール等と多様化しているが、その中でも、固定電話による高齢者の特殊詐欺被害が依然として多いことから、特殊詐欺撃退機器のより一層の普及促進を図り、被害の未然防止に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:各種広報媒体による周知、地域や警察、事業者等との連携による普及促進】 ・引き続き、広報紙、ホームページ、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体により、機器の特徴や導入効果、利用者からの安心の声、特殊詐欺の具体的な事例の紹介などにより、本補助金の活用の利点を広く周知していく。 ・引き続き、地域や警察、事業者等の関係機関・団体との連携により周知・啓発に取り組み、更なる普及促進を図っていく。	
39	計量検査事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		適正な計量の推進	計量による取引・証 明を行う事業者	計量法に基づく計量検査 の実施	計画 どおり	899	S28		【①昨年度の評価(成果や課題):定期検査等に使用する計量器等の適正な管理、定期検査等の適正な実施による計量器の性能の確認】 ・定期検査等に使用する計量器等について、定期的に検査を行うなど、適正に管理し、検査の精度を確保した。 ・適正な計量は、適正な商取引の基本であり、健康管理や快適な環境維持など大切な役割を果たしていることから、定期検査や立入検査を実施し、計量器の性能の確認をした。 【②今後の取組方針:定期検査等に使用する計量器等の適正な管理、計画的な定期検査や立入検査の実施】 ・引き続き、定期検査等に使用する計量器等を適正に管理し、計画的に定期検査や立入検査を実施していく。	
40	路上喫煙対策事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		路上喫煙による歩行 者の被害防止対策の 推進	市民、本市の来訪者	・路面標示及び路上喫煙等防止立看板の修繕 ・指導員や広報紙等を通した、条例の周知や喫煙マナーの啓発	計画 どおり	647	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):条例の周知啓発の実施】 ・条例指導員による路上喫煙等の多い場所や通行量の多い場所の重点巡回を行うとともに、違反者への過料徴収・指導を行うことができた。 ・新たな取組みとして、夜間のオリオン通りの路上喫煙・ポイ捨て対策のため、関係課と連携し、条例指導員による夜間巡回を試験的に実施したほか、オリオン通り内に路面標示を新規設置し、ポイ捨てや路上喫煙等による被害の防止対策を推進した。 ・条例違反者は年々増加傾向にあり、違反者は外国人・市外居住者の割合が多く、また、違反者の条例を認識していない割合が9割を占めるため、条例の周知啓発により一層の工夫が必要である。 ・中心市街地における路上喫煙の状況を踏まえ、指定喫煙所の必要性について検討を行った。 ・喫煙者・非喫煙者が共存できる喫煙環境を実現し、喫煙者を誘導するため、周知啓発を十分にやっていく必要がある。 【②今後の取組方針:条例の周知啓発の強化・喫煙環境の整備】 ・引き続き、指導員によるオリオン通り夜間巡回について、回数を拡充して実施し、オリオン通りの路上喫煙・ポイ捨ての防止に取り組んでいく。 ・これまでの取組に加え、違反の割合が多い外国人や市外からの来訪者への周知手法について検討・実施し、幅広い周知啓発に努める。 ・指定喫煙所を適切な場所に設置し、分煙環境を整えるとともに、あらゆる機会を活用した周知啓発を行う。	
41	防犯灯設置等・管理補助金	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	自治会等が行う防犯 灯の設置・維持管理 の支援	自治会等	補助金の交付(防犯灯の 設置・交換等の補助・電 気料相当分等の管理費 補助)	計画 どおり	158,601	S42		【①昨年度の評価(成果や課題):設置及び維持管理に向けた支援】 ・防犯灯の新設や交換、電気料金など、防犯灯の設置・維持管理に係る負担の軽減に寄与することができた。また、自治会からの相談などにきめ細かに対応することにより、補助金申請時の負担軽減を図ることができた。 【②今後の取組方針:自治会の実情に応じた防犯灯の設置・管理支援】 ・引き続き、防犯灯の新設や交換等を望む自治会が適切・円滑に設置・管理できるよう、各種相談にきめ細やかに応じつつ、支援に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
42	防犯カメラ設置等・管理補助金	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	自治会や連合自治会 が行う防犯カメラの設 置・維持管理の支援	自治会等	補助金の交付(設置工事 費等の補助・電気料相当 分等の管理費補助)	計画 どおり	24,459	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):設置及び維持管理に向けた支援】 ・新たに13団体26台の防犯カメラが設置され、地域における防犯環境の向上につながった。 ・令和6年度から新たにカメラの更新を補助対象に加え、全自治会に周知することにより、7団 体33台の防犯カメラの更新がなされ、適切な維持管理と地域の経済的負担の軽減を図ること ができた。 ・限られた財源の中、防犯カメラの設置を望む自治会に広く補助を行っていくため、令和6年度 から補助上限を設けた結果、希望する全ての自治会の防犯カメラの設置・更新を支援すること ができた。 【②今後の取組方針:地域における設置・管理の支援】 ・引き続き、防犯カメラの設置補助について、全自治会への周知を行うとともに、警察と現地立 会いのもと、防犯効果の高い場所への設置について助言を行うなど、地域における防犯カメラ 設置・維持管理の支援に取り組んでいく。	
43	防犯講習会開催事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	好循環P 戦略事業	市民の防犯意識の高 揚と防犯知識の普及	市民	防犯活動指導員(警察官 OB)による防犯講習会の 開催	計画よ り遅れ	431	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):防犯講習会の実施】 ・全自治会宛てに講座の案内を送付するなど周知を強化することにより、受講回数、受講者数 は、前年度から増加し、コロナ禍前の令和元年度(7,935人)の水準まで回復しつつある。 ・一方、第4次防犯対策推進計画で掲げていた目標値と乖離があるため、講座の周知を行うと ともに、市民のニーズに応じた内容や手法を検討していく必要がある。 ・自転車盗や金属盗、闇バイトによる強盗などの最新の犯罪手口等について、その特徴や対 策を説明しつつ、ワイヤーロックや窓の補助錠を配布し、防犯活動の実践を促した。 ・金融機関において年金支給日に合わせ、特殊詐欺等について広報活動を実施した。 ・受講実績の少ない青少年に向け、動画(闇バイト、SNS型犯罪等)を作成し、市公式ユー チューブで配信するとともに、中学校、高校、大学に対し周知啓発依頼を実施した。 【②今後の取組方針:啓発活動の充実、新たな手法の検討】 ・女性の半数が犯罪被害にあう不安を感じている現状(R6市民アンケート)を踏まえ、女性の 被害防止対策をまとめた防犯講習会を新たに開催する。 ・受講者の年齢層に偏りがある一方、50歳代以下の世代において、参加してみたいとの意見も 多いため(R6市民アンケート)、現在の「平日」「参集型」以外の手法として、動画配信などによ る講座を開催していく。	改善
44	暴力団排除対策事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		暴力団の排除に関す る意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設の利 用制限	計画 どおり	0	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):青少年への教育の実施】 ・暴力団や非行の入口となる、闇バイトやSNS犯罪等について、県警と連携して啓発用動画を 作成し、市公式ユーチューブで配信、中高生に周知するとともに、栃木県警察と合同での街頭 啓発活動や、連名による市内の中学校、高校、大学に対する周知啓発依頼などを実施すること で、意識の高揚を図ることができた。 ・また、若者が気軽に動画を視聴できるようショート動画を作成するとともに、闇バイト募集の新 たな手口を盛り込んだ動画を作成した。 【②今後の取組方針:青少年への啓発等の実施】 ・引き続き、暴力団排除のため、警察や学校等と連携し、青少年への啓発を実施していく。	
45	地域防犯活動促進事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		地域住民による継続 的な自主防犯活動の 実施支援	・市民 ・事業者	全市一斉防犯活動の推 進	計画よ り遅れ	157	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):地域における防犯活動の実施】 ・各地区においては、少人数での見守り活動や防犯パトロール等を実施するなど、地域の実情 に応じた防犯活動が実施され、地域における防犯上の問題箇所などについて共有や改善が図 られた。 ・警察と連携し、SNS型投資・ロマンス詐欺や金属盗、闇バイト等、最新の犯罪手口や対策等 について、39地区の防犯ネットワークに情報提供を随時実施した。 ・令和6年に実施した市民アンケートでは、地域団体による防犯活動に参加したことがある者 は2割程度である一方、7割を超える者から、地域の安全・安心のため、何らかの活動に取り組 んでみたいとの回答があったため、これら意見を踏まえた防犯活動の促進策を検討していく必要 がある。 【②今後の取組方針:自主防犯活動への継続的な支援の実施及び新たな自主防犯活動の促 進】 ・地域の実情に応じた自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を 図りながら、継続的な支援に取り組んでいく。 ・地域団体による自主防犯活動を補完するため、個人や事業者が気軽に実施することができ る「ながら見守り」等への参加を促していく。	拡大
46	宇都宮防犯協会負担金	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		宇都宮防犯協会の運 営支援	宇都宮防犯協会	・負担金の交付 ・協会の運営支援	計画 どおり	8,762	S63		【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮防犯協会の運営支援】 ・地域の防犯活動の推進を図る宇都宮防犯協会への負担金の交付により、市内の全小学1年 生へ防犯ブザーの配付や功労者表彰が実施されるなど、協会の安定的な運営を支援したほ か、地域防犯活動の推進に寄与した。 【②今後の取組方針:継続した宇都宮防犯協会に対する支援】 ・引き続き、啓発イベントの開催や地区防犯協会との連携など当協会の運営を支援していく。	

NO.	事業名	政策の柱 ー 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
47	(公社)被害者支援センターとちぎ負担金	Ⅲー6	日常生活の安心感の向上		被害者支援センターとちぎの運営支援	(公社)被害者支援センターとちぎ	・負担金の交付 ・パネル展開催の支援	計画 どおり	1,074	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):被害者支援センターの運営支援】 ・犯罪被害者や家族への相談等の支援を行う被害者支援センターとちぎへの負担金の交付により、団体の安定的な運営を支援したほか、パネル展の開催を支援し、犯罪被害者の理解促進に寄与した。 【②今後の取組方針:継続した被害者支援センターとちぎに対する支援】 ・引き続き、犯罪被害者等に対する相談業務や犯罪被害者パネル展の開催などのセンターの運営を支援していく。	
48	幼児対象誘拐防止巡回指導負担金	Ⅲー6	日常生活の安心感の向上		栃木県防犯協会が行う幼児対象誘拐防止巡回指導に対する活動支援	(公社)栃木県防犯協会	負担金の交付	計画 どおり	1,792	H5		【①昨年度の評価(成果や課題):栃木県防犯協会が実施する事業の支援】 ・防犯意識啓発事業などを行う栃木県防犯協会への負担金の交付により、幼児誘拐防止教育車(まもるごう)による巡回指導が実施されるなど、幼児や保護者などに対する防犯意識の高揚に寄与した。 【②今後の取組方針:継続した栃木県防犯協会に対する支援】 ・引き続き、幼児に対する幼児誘拐防止巡回指導など当協会の活動を支援していく。	
49	犯罪被害者等見舞金	Ⅲー6	日常生活の安心感の向上		犯罪被害者等(本人及び遺族)が、日常生活や社会生活等の早期回復を図ること及び見舞い又は弔慰を表すことを目的とした見舞金の給付	犯罪被害者等	見舞金の給付	計画 どおり	800	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):犯罪被害者等に対する着実な見舞金の給付】 ・県や県警、被害者支援センターとちぎと連携・情報共有を図ることにより、いずれかの窓口で相談があった場合も、随時、市・県の見舞金制度を案内し、給付に結びつけることができた。 ・また、申請手続きにおいては、県と合同で説明、申請書類を受け付けるなどし、犯罪被害者等の負担軽減に努めた。 【②今後の取組方針:犯罪被害者等への支援】 ・引き続き、県や県警等と連携し、犯罪被害者等からの相談にきめ細かに応じ、見舞金の支給などの支援を実施していく。 ・また、被害者等のニーズに応じて、見舞金を含めた包括的な支援を実施できるよう、庁内外の連携を図り、ワンストップサービス体制を構築していく。	
50	交通安全教育	Ⅲー6	日常生活の安心感の向上	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	計画 どおり	10,127	S49		【①昨年度の評価(成果や課題):交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】 ・幼児から高齢者までを対象とし、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うことができた。 ・ライトラインとの交通事故を防止するため、交通ルールの周知だけでなく、ライトライン沿線における道路交通状況や交通事故発生状況等を踏まえた注意喚起動画やチラシを新たに制作し、市民や市来訪者に対し周知啓発を行うことができた。引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。 ・警察と連携し、市内全高校に対して自転車安全利用動画などの教育資料を提供し、自転車ヘルメットの着用の徹底や、交通ルールの遵守について生徒への指導を働きかけた。今後についても各種交通安全教室や街頭指導、各高校への働きかけなどを継続し自転車安全利用の推進に取り組んでいく必要がある。 ・令和5年4月施行の「改正道路交通法」を踏まえ、自転車利用者のヘルメット着用を推進するため、ヘルメットを提示するとその店舗独自のサービスが受けられる「自転車ヘルメット応援店」の協賛店舗を拡充したほか、応援店周知用動画を制作し、YouTube広告に掲載するなど、広く周知に取り組むことができた。本市の自転車ヘルメットの着用率は令和6年度市政世論調査において27.8%(前年比6.2ポイント増)であり、昨年度警察庁が実施した都道府県別の着用率の調査における全国平均である17.0%(前年比3.5ポイント増)(栃木県は18.4%(前年比5.2ポイント増))を上回っているものの、更なる着用率の向上に取り組んでいく必要がある。 ・特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の交通ルールチラシを新たに配付し、周知啓発を実施した。電動キックボードの体験乗車会や交通安全教室において交通ルールの遵守について呼びかけるなど、安全対策に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:段階的・体系的交通安全教育の推進】 ・引き続き、各世代の特性に応じた教育を行うとともに、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者を重点的に取り組む対象として、動画やVRなどの手法も交えながら効果的な教育を実施していく。 ・ライトラインとの交通事故を防止するため、引き続き、交通事故の発生状況や道路交通状況を踏まえ、関係機関と連携を図りながら周知啓発に取り組んでいく。 ・令和8年5月までに施行される「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」の自転車への適用を見据え、交通安全教室をはじめ、街頭広報活動や市広報紙等あらゆる機会を捉え、警察や高校等の関係機関と緊密な連携を図りながら制度の周知及びルール遵守の徹底に取り組み、自転車利用者の交通ルールの遵守やマナーの向上に取り組んでいく。 ・ヘルメット着用を促進する「自転車ヘルメット応援店」事業について、中高生等若年層の利用が見込まれるような協賛店舗の拡充や、周知の強化を図るなど、関係機関や民間事業者が一丸となり市民総ぐるみで自転車利用者の安全意識の高揚を図っていく。 ・特定小型原動機付自転車(電動キックボード)について、体験乗車会を県警等の関係機関と実施するほか、個人での所有者など広く交通ルールの周知に向けた取組を行っていく。	
51	交通指導員制度	Ⅲー6	日常生活の安心感の向上		通学路における安全確保	児童等	通学路における交通指導員の立哨活動	計画 どおり	1,640	S45		【①昨年度の評価(成果や課題):交通指導員の配置による通学路の安全確保】 ・登校時に危険箇所において交通指導員が交通安全指導を行うとともに、学校、地域、警察、道路管理者など関係機関と連携を図りながら交通指導員の適正配置に努めた。また、研修を実施し交通指導員の資質向上に努めるなど、通学路における安全の確保に寄与した。 【②今後の取組方針:交通指導員の適正配置と資質向上】 ・交通環境の変化や通学路合同点検の結果などを踏まえながら、交通指導員の適正配置に努めるとともに、研修の開催等により交通指導員の資質の向上を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
52	交通安全推進協議会連合会補助金	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	好循環P	地域における交通安全意識の高揚	交通安全推進協議会連合会	補助金の交付	計画 どおり	1,756	S57		【①昨年度の評価(成果や課題):地域における交通安全意識の高揚】 ・地域の交通安全活動の中核的な役割を担う交通安全推進協議会連合会が実施している各地区交通安全推進協議会への助成や、交通安全対策消耗品の配付に対して、本補助金を交付し支援を行うことにより、地域の交通安全活動を促進することができた。 【②今後の取組方針:交通安全推進協議会連合会主催事業への支援】 ・地域の交通安全活動の充実を図っていくため、今後も継続的に支援していく。	
53	交通指導員連絡協議会補助金	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		通学路における安全確保	交通指導員連絡協議会	補助金の交付	計画 どおり	400	S45		【①昨年度の評価(成果や課題):通学路における安全確保】 ・交通指導員連絡協議会による横断旗の作成や会員の資質向上のための研修の開催について、本補助金を交付し支援することにより、地域の交通安全活動が適切に行われ、児童を中心とした歩行者の安全確保を図ることができた。 【②今後の取組方針:交通指導員連絡協議会主催事業への支援】 ・交通指導員連絡協議会における会員活動の活性化や会員の資質向上を図っていくため、今後も継続的に支援していく。	
54	交通安全運動の推進	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上	戦略事業	市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	計画 どおり	112	S45	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】 ・市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守の推進や交通事故の減少に向け、地域や警察等と連携しながら、交通安全運動を実施するとともに、様々な機会を捉えながら啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。 ・近隣の高校や各地区交通安全推進協議会と連携し、交通安全街頭活動の実施箇所の見直しを図ることで、効果的な街頭活動を実施した。 【②今後の取組方針:地域等と連携した交通安全の普及啓発】 ・交通安全運動期間に地域や警察、交通安全団体、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、高校等と連携しながら、自転車安全利用やヘルメット着用を推進するなど、市民総ぐるみで交通安全意識の高揚に取り組んでいく。	
55	交通事故多発地点の安全性向上事業	Ⅲ－6	日常生活の安心感の向上		交通事故発生のおそれのある箇所における安全性の向上	道路利用者	交通事故発生のおそれのある箇所における交通安全対策の実施	計画 どおり	676	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):交通事故危険箇所における安全性の向上】 ・交通死亡事故が起きた際の現場診断や通学路合同点検、地域住民から要望のあった箇所等に、地域や道路管理者、警察と連携しながら、看板設置等の対応を行い、地域の安全性向上に取り組むことができた。 【②今後の取組方針:関係機関と連携した危険箇所の安全性向上】 ・今後とも警察や学校、地域等の関係機関と連携しながら、地域における交通事故のおそれがある危険箇所の安全性向上に取り組んでいく。	
56	自転車放置防止対策事業	Ⅲ－6 Ⅵ－13	日常生活の安心感の向上 「自転車のまち宇都宮」の推進		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・自転車放置禁止の周知と駐輪場の利用促進 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画 どおり	24,225	S63		【①昨年度の評価(成果や課題):放置防止対策の実施と駐輪場の利便性向上】 ・自転車放置禁止(規制)区域において、「即時撤去」等を定期的に実施したことにより、放置自転車の撤去台数は令和5年度と比較して減少した。 ・市営有料駐輪場の利便性向上を図るため、定期使用における6か月定期の新設に加え、料金支払いに係るキャッシュレス決済の導入や駐輪場の空き情報システムの運用を開始した。 ・中心市街地やJR駅周辺では、依然として放置自転車が見受けられることから、放置自転車の更なる減少に向けた対策について検討する必要がある。 【②今後の取組方針:継続的な放置防止対策の実施と駐輪場の利用促進】 ・放置禁止(規制)区域内の「通常撤去」や「即時撤去」を定期的に行い、放置自転車整理業務や放置自転車防止指導員による巡回指導について効果的かつ継続的に取り組む。 ・自転車利用者の駐輪場利用促進に向けて、放置自転車の所有者を対象とした駐輪場利用案内の周知強化を図るほか、駐輪場の利便性向上を目的に導入したキャッシュレス決済や6か月定期について様々な機会を捉えた周知に努める。	
57	通学路等整備事業	Ⅲ－6 Ⅵ－13	日常生活の安心感の向上 円滑・快適、安全・安心な道路づくりの推進		安全・安心で快適に利用できる通学路等の整備	市民・地権者・通学児童生徒・道路利用者	道路整備・交差点改良・用地取得	計画 どおり	240,856	—		【①昨年度の評価(成果や課題):通学路などの整備】 ・児童や市民の安全で円滑な通行空間の確保のため、通学路として古里中学校生徒に利用されている市道20042号線の整備を完成するなど、18路線について計画的に事業を推進した。 ・地域のニーズを的確にとらえ、路線ごとの用地取得状況を踏まえた最適な整備手法の検討を行い、地域全体の道路の利用状況に応じて、効果的に安全性・利便性の向上を図る必要がある。 【②今後の取組方針:地域の道路利用における安全性・利便性向上に資する道路整備】 ・通学路合同点検や地域要望の内容を的確に捉えながら、地域全体の道路の利用状況を踏まえ、市民が日常的に利用する生活道路においては「ゾーン30プラス」の導入を検討するとともに、改良が必要となる道路については、事業効果が早期に発現できるよう、取得済み用地を活用した部分的な整備や既存の道路空間における幅員構成の再配分などを検討し、効果的に事業を進める。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
58	自転車走行環境整備事業	Ⅲ－6 Ⅵ－13	日常生活の安心感の向上 「自転車のまち宇都宮」の 推進	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	自転車走行環境の整備	自転車利用者	道路整備・路面標示	計画 どおり	113,405	H17	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題):安全で快適な自転車走行環境の整備】 ・「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、自転車走行空間の整備を行い、本計画の令和6年度の目標延長を上回る整備をするとともに、市内の自転車専用通行帯規制延長については全国でもトップクラスとなるなど、自転車を安全・快適に利用できる走行環境整備の充実を図った。 ・県や周辺他市町と連携して設定した県東・県西モデルルートを活用したサイクルツーリズムの推進を図るため、市道区間における路面表示など整備した。 ・自転車走行空間については、路面の劣化に適切に対応するとともに、道路交通法の改正等、自転車を取り巻く環境が変化していることを踏まえた安全で快適な自転車利用環境の更なる充実が必要である。 【②今後の取組方針:計画的な自転車走行環境の整備】 ・自転車走行空間やサイクリングロード、モデルルートの整備を推進するとともに、本市まちづくりの進展に的確に対応するため、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しの中で、国のガイドライン改定を踏まえながら、既存の道路空間の再配分も含めた今後の優先整備路線の選定や維持管理について整理する。 ・特に中心市街地においては、「ライトライン西側延伸」や「ウォーカブルなまちづくり」に対応した自転車利用環境の整備について検討を進め、誰もが使いやすいネットワーク路線の見直しを行う。 ・路面表示については、劣化状況を把握した上で、緊急性や利用者への影響等を踏まえながら、修繕・改良のタイミングにあわせて効率的・効果的に維持管理を行い安全で快適な走行環境を確保する。	
59	食品衛生監視指導業務	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	食品営業施設等の監視及び収去検査(食品抜き取り検査)	計画 どおり	3,021	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):効果的な監視指導による食品の安全確保の推進】 ・食品衛生監視指導計画(年度計画)に基づき、市内流通食品等の収去検査を実施するとともに、食品営業施設を危害度(リスク)別に分類し、監視指導を実施することにより、食品の安全確保を図った。 ・令和4年に食中毒発生件数ゼロを達成したが、令和5年は4件、令和6年は3件、令和7年(1月～3月)は2件とその原因のほとんどがノロウイルスであったことから、ノロウイルスによる食中毒の未然防止に向け、効果的な監視指導に取り組む必要がある。 ・全国においても、増加傾向にあるノロウイルスのほか、鶏肉や牛肉の生食または加熱不足等を原因とするカンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒が発生していることから、食中毒未然防止に向け、効果的な監視指導に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:効果的な監視指導の実施】 ・食中毒発生ゼロを目指し、食中毒の原因ごとに衛生管理のポイントを記したリーフレットを活用し、監視指導を行う。特にノロウイルス対策として、市内で発生した食中毒の発生要因を踏まえた指導により、食品等事業者の衛生知識の向上を図り、食中毒防止対策に取り組んでいく。	
60	食品健康危害防止対策	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品等事業者	HACCPによる衛生管理の推進	計画 どおり	3,073	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):HACCPに沿った衛生管理の徹底】 ・HACCPに沿った衛生管理の定着の状況を確認するため、大規模食品事業者に対し、監視時にHACCPの運用状況の検証・指導を行い、概ね適切に管理されていた。 ・中小規模食品事業者に対しては、監視時に衛生管理計画の策定状況や日々の衛生管理記録の取組状況について、「HACCP取組具合点検表」を用いて確認したところ、HACCPに沿った衛生管理が定着していない施設があることから、引き続き、定着支援を行う必要がある。 【②今後の取組方針:食品事業者へのHACCPの定着支援】 ・中小規模食品事業者に対し、HACCPの考え方に基づく衛生管理の定着を図るため、「HACCP取組具合点検表」を用いた監視指導や食品等事業者向け講習会を開催するとともに、窓口での申請や現地検査、許可書交付時など、あらゆる機会をとらえて継続的にHACCPの導入・定着を支援する。	
61	自主管理体制の強化推進事業	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		食品等事業者の自主衛生管理の向上	食品等事業者	食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施	計画 どおり	3,392	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施】 ・コロナ禍後に食品衛生責任者講習会の受講率が低下したことから、講習会受講啓発チラシを作成・配布し、受講勧奨するとともに、未受講者への個別通知を行い、受講率の向上を図ることができた。また、食品衛生指導員の資質向上を図るため、研修会を開催したことにより、食品衛生指導員のHACCPへの理解が促進され、食品衛生指導員による巡回指導を受けた食品等事業者の自主衛生管理の向上を図ることができた。 【②今後の取組方針:食品衛生協会と連携した食品等事業者の自主衛生管理の推進】 ・食品等事業者へHACCPの考え方などの理解を促進するとともに、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導や講習会受講率向上に努め、自主衛生管理を推進する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
62	食品安全知識普及啓発事業	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		食品安全に関する情報提供の推進	市民	・出前講座、手洗い教室、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催 ・ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載	計画 どおり	1,184	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):食品安全情報の発信】 ・食品安全フェアや食品安全ゼミナールを実施したほか、小中学生に正しい手洗いの重要性の理解促進を図るため、食品衛生協会(手洗いマイスター派遣)と連携し、手洗い教室を実施するなど、市民に対し食の安全に関する正しい知識を普及することができた。 ・家庭での食中毒の未然防止を図るため、主にSNSで情報収集している子育て世代や、増加傾向にある外国人市民等に向けて、SNSを活用するなど、食中毒予防に関する啓発を行った。 ・令和6年12月に、国において「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を策定したことから、市民に対し、食べ残し持ち帰り食品における食中毒や食物アレルギーのリスク等について周知する必要がある。 【②今後の取組方針:市民への衛生知識の普及啓発の推進】 ・市民に対し、食の安全に関する正しい知識の普及促進を図るため、引き続き、食品安全フェアや食品衛生協会と連携した手洗い教室などを開催するとともに、食べ残し持ち帰り食品による健康被害の未然防止を図るため、出前講座や情報誌等を活用し、食中毒予防や食物アレルギーのリスク等について、周知啓発に取り組む。	
63	生活衛生関係施設の監視・指導	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画 どおり	341	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):監視・指導の定期的実施】 ・生活衛生関係施設への監視と浴槽水のレジオネラ属菌検査について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で浴槽水からレジオネラ属菌が検出された施設に対して、改善指導を行い施設の衛生状況等の確保が図られた。 【②今後の取組方針:衛生的な生活環境の確保の推進】 ・市民の快適で衛生的な生活環境の確保を図るため、引き続き、営業施設の監視・指導を定期的に実施する。	
64	水道施設に対する監視・指導	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		施設の衛生状況等の改善	専用水道、簡易専用水道、小規模水道、小規模貯水槽水道、飲用井戸の設置者	水道施設の衛生状態及び水道水質の確認及び指導の実施	計画 どおり	112	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):監視・指導の定期的実施】 ・水道施設の監視について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で水質検査の頻度などの管理不備が判明した施設に対しては、改善指導を行い施設の衛生状況等の確保が図られた。 ・国からの通知を受け、専用水道設置者に対して、給水栓におけるPFOS及びPFOAの検査の有無を照会するとともに、実施していない場合は実施に努めるよう依頼した。 ・令和8年度から、「PFOS及びPFOA」が新たに水道法に基づく水質基準に追加される見込みであることから、専用水道及び小規模水道の設置者等に改正法の内容を周知するとともに、「宇都宮市飲用井戸等衛生対策要領」の改正が必要である。 ・令和6年11月に、市内の地下水から、暫定目標値を超えるPFOS及びPFOAが検出されたことを受け、自治会回覧により周知するとともに、暫定目標値を超過した井戸及びその周辺の井戸利用者に対しては、訪問の上、井戸水の飲用を控えるよう、指導を行った。 ・簡易専用水道については、設置者による自主的な法定検査の受検率向上が課題となっている。 【②今後の取組方針:飲料水の安全確保の推進】 ・飲料水の安全確保を図るため、引き続き、水道施設の監視指導を定期的に実施する。 ・令和8年度から、円滑に改正法が施行されるよう、専用水道等の設置者に対して周知するとともに、「宇都宮市飲用井戸等衛生対策要領」を改正し、飲用井戸設置者に対し、ホームページや広報紙により周知を行う。 ・市内のPFOS及びPFOAによる地下水汚染については、必要に応じて、井戸利用者に対する飲用指導を行っていく。 ・簡易専用水道の設置者による法定検査の受検率の向上に向けて、施設の現状確認と台帳整理を進め、未受検施設の設置者に対し、通知等により受検を促す。	拡大
65	建築物の衛生的環境の確保対策事業	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		建築物の衛生的環境の確保	特定建築物(大規模建築物)、建築物の衛生管理にかかる清掃業者・水質検査業者・貯水槽清掃業者等の登録業者	特定建築物の衛生状態、冷却塔のレジオネラ属菌の検査及び登録業者の機器の保管状況等の確認	計画 どおり	162	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):立入検査、報告の徴収の実施】 ・特定建築物への監視と冷却塔のレジオネラ属菌検査について、年度計画に基づき予定どおり実施し、その中で冷却塔水からレジオネラ属菌が検出された施設に対して、改善指導を行うなど建築物の衛生的環境の確保が図られた。 【②今後の取組方針:特定建築物の衛生的環境の維持、向上】 ・建築物の衛生的環境の確保を図るため、計画的に特定建築物の監視指導やレジオネラ属菌検査等を実施する。	
66	衛生害虫に関する指導・啓発事業	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画 どおり	341	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):衛生害虫の防除知識の普及啓発による感染症や事故の防止】 ・市民等へ市ホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなど衛生害虫の防除知識を普及啓発したほか、相談に適切に対応し、衛生害虫による事故の発生を未然に防止することができた。 【②今後の取組方針:所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進】 ・衛生害虫による事故防止や蚊媒感染症発生防止のために、引き続き、衛生害虫の防除知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については、現地確認と必要に応じて関係部局と連携し、その所有者や管理者へ自主管理を促す。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
67	飼えなくなった犬猫などの引き取り	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫等の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画 どおり	5,606	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減】 ・飼い主に対し、犬猫の健康と安全に気を配り、不妊去勢手術を実施することや、近隣に迷惑をかけることのないよう適正に飼養する「適正飼養」、犬猫が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の普及啓発を実施することにより、犬猫の引取り数の削減を図ったものの、複数の多頭飼育者の案件により、多数の引取りを行わざるを得なかった。 ・経済的困窮や社会的孤立を背景とした生活困窮により、社会福祉的支援が必要な飼い主による多頭飼育などの動物飼育の問題が複雑化、複合化しており、福祉部局や警察など他機関との連携が必要となっている。 【②今後の取組方針:飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進】 ・犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、犬猫の正しい飼い方教室を開催するなど、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。 ・生活困窮者等が抱える複雑化した問題解決に向け、引き続き「重層的支援体制・エールU」と連携し、問題の早期探知、改善指導を行う。	
68	飼い犬等の不妊手術費補助金	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		犬猫の繁殖制限の推進	不妊手術を受けた犬・猫の飼い主	不妊手術費に対する助成金の交付	計画 どおり	5,860	H7		【①昨年度の評価(成果や課題):適正飼養の意識の醸成と不妊手術の周知】 ・飼い主に対し犬猫の繁殖制限などの適正飼養意識の醸成を促し、不妊手術費に対する助成制度を周知することにより、市民が補助金を利用し、飼い犬等の不妊手術を実施したことで、犬猫の不用意な繁殖の防止が図られた。 【②今後の取組方針:助成制度の利用促進の推進】 ・犬猫の不用意な繁殖を防止するため、引き続き、適正飼養の意識を高めるとともに、ホームページや広報紙等を活用して助成制度を周知し、適切に補助を実施する。 ・不用意な繁殖を防止するため、犬猫の飼い主に対して、不妊手術の必要性、重要性を周知していく。	
69	栃木県動物愛護フェスティバル開催負担金	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		動物愛護の普及啓発の推進	市民	動物愛護フェスティバルの共催	計画 どおり	250	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護フェスティバルの実施】 ・動物愛護フェスティバルを栃木県や県獣医師会と連携して開催し、多くの市民が当該イベントに参加することにより、動物愛護思想の普及・啓発の推進が図られた。 【②今後の取組方針:関係機関等と連携した効果的な啓発】 ・動物愛護思想の普及啓発の推進のために、引き続き、関係機関等と連携して効果的に動物愛護フェスティバルを実施する。	
70	狂犬病予防対策	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬・飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画 どおり	7,862	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種等の促進と犬の捕獲の実施】 ・犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病発生による健康被害の防止が図られた。捕獲犬の飼い主への返還頭数は35頭で、返還率は85.3%であった。 ・予防注射頭数は減少傾向であり、海外からの狂犬病侵入時のまん延防止のためには予防注射の接種率向上が課題となっている。 【②今後の取組方針:狂犬病予防接種率の向上の推進】 ・狂犬病発生による健康被害の防止のために、引き続き、犬の登録、予防注射の接種を促進するとともに、野犬(徘徊犬を含む)の捕獲を実施する。 ・予防注射の接種率向上に向けて、未接種犬の飼い主へのはがき送付、市ホームページや広報紙への掲載など、犬の接種率の低下がもたらす人への影響をわかりやすく周知することなどにより、予防注射の接種を促す。 ・また、ペット防災の周知啓発の中で、安全な避難所生活を送るため犬の狂犬病予防注射の接種の必要性を周知していく。	
71	動物愛護推進事業	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		動物愛護の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画 どおり	23,383	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):動物愛護の普及啓発と収容動物の譲渡促進】 ・動物愛護センターを会場として、犬の正しい飼い方教室等を開催し、動物愛護の普及啓発を図るとともに、週末譲渡会を開催し、譲渡機会の拡大を図った。併せて、SNSを利用して収容動物の新しい飼い主探しや動物愛護の普及啓発を実施した。 ・ミルクボランティア事業(獣医師会加入の協力動物病院で生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組)は引き続き市のふるさと納税制度の活用に加え、協力者の範囲を市民ボランティアに広げることで、子猫の生存機会の拡大が図られ、新しい飼い主への譲渡へつながった。 ・飼い主が自らの責任のもと、適切にペットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、えさの備蓄や、他人と過ごす避難所生活を想定したしつけの実施など、日頃からの備えについて啓発を行ったが、全ての避難所で同行避難が可能なが十分に認知されていないことから、引き続き、周知する必要がある。 【②今後の取組方針:関係者と連携した動物愛護の推進】 ・動物愛護センターを活用した犬の正しい飼い方教室等や譲渡会の実施に加え、SNSなどのICTを利用した多角的な情報発信により、動物愛護の普及啓発と譲渡事業を推進し、引き続き犬猫の殺処分ゼロを目指す。 ・ミルクボランティア事業については、引き続き獣医師会及び市民ボランティアとの連携のもと、市のふるさと納税制度を活用し、安定的な事業運営を図る。 ・団体譲渡の登録制度の要件を見直し、市外の動物愛護団体の登録を可能とし、更なる譲渡機会の拡大を図る。 ・発災時に同行避難など適切に対応できるよう、飼い主に対し、市主催の総合防災訓練等のほか、広報紙への掲載などを通じて、全ての避難所で同行避難が可能であることを周知するとともに、ペットのしつけや狂犬病予防注射などの健康管理、備蓄品の確保などについて、普及啓発を実施する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
72	負傷動物の収容	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		所有者等への返還、譲渡等による当該犬猫の生存の機会拡大	負傷または疾病にかかった動物(犬、猫等)	動物の収容及び応急処置	計画どおり	308	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):負傷動物の収容と応急処置】 ・公共の場所で疾病にかかったり、負傷した犬猫等の動物の収容や応急処置をすることにより、所有者等への返還や譲渡等による当該犬猫の生存機会の拡大が図られた。 【②今後の取組方針:負傷動物の収容等の推進】 ・動物愛護及び生命尊重の理念に基づき、引き続き、負傷または疾病にかかった動物を適切に収容し、必要に応じて応急処置を行い、所有者等への返還や譲渡へ繋げ生存機会の拡大を図る。	
73	食品衛生検査事務	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データを提供し、関係課の業務を科学的根拠により支援する。	・食品衛生対策所管課	・食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	13,723	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上】 ・食品中の細菌や添加物等の基準適合検査等について、迅速かつ正確に実施するなど、依頼課の食品安全確保対策を科学的なデータの提供により支援できた。また、病原大腸菌及びE. albertiiに係る同時検出検査法(Multiplex Realtime PCR法)を確立し、検査を効率化したことに加え、国の「食品中の食品添加物分析法の妥当性確認ガイドライン」に基づき、食品ごとの食品添加物検査の妥当性確認を実施するなどの調査研究に取り組むことにより、検査精度や信頼性の向上を図ることができた。 ・依頼課の事業推進を科学的に支援するため、検査の効率化や検査品目の拡充、精度の向上に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:試験検査の充実と調査研究の推進】 ・行政指導等に必要な検査データを依頼課に提供し、食品安全確保対策を科学的に支援できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和7～11年度)に基づき、黄色ブドウ球菌エンテロトキシン産生遺伝子検出検査法の確立や、動物用医薬品検査の品目追加(ヤシオマス)に係る妥当性評価を実施するなど、引き続き、試験検査の充実や調査研究の推進に取り組んでいく。	
74	衛生施設整備事業	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		斎場の整備及び霊園の保全	斎場及び霊園の利用者	・斎場の整備 ・霊園の保全	計画どおり	344,981	T5		【①昨年度の評価(成果や課題):斎場整備費用の支払及び霊園保全状況の把握】 ・斎場については、整備費用を支払計画に基づき支払いを行った。 ・霊園については、供用開始から年数が経過していることから、修繕が必要な箇所を適宜把握し、施設の各種改修工事を実施した。 ・各霊園とも利用者が安全・安心に利用できるよう、保全が必要な箇所を把握し、計画的に修繕する必要がある。 【②今後の取組方針:霊園保全状況の把握・対応】 ・利用者が安全・安心に利用できるよう、指定管理者との連携により、保全が必要な箇所を把握し、適切に対応していく。	
75	霊園建設事業	Ⅲ－6	快適で衛生的な生活環境の確保		市民の墓地需要に見合った安定的な墓地供給	墓地を必要としている市民	霊園の整備	計画どおり	82,214	H4		【①昨年度の評価(成果や課題):東の杜公園墓地の安定的な供給】 ・市民の需要に応じた十分な墓地の空き区画を確保するため、墓域の整備を行い、墓地を安定的に供給した。 ・外周部の擁壁未整備区間について、安全確保のための擁壁築造工事に向け、「外周樹木伐採業務」及び「外周擁壁築造工事实施設計業務」を行った。 ・芝生墓地の需要が毎年一定数あるのに対し、和式墓地の需要が減少傾向にあるなど、市民ニーズの変化を的確に捉え、引き続き、計画的な墓域整備を実施する必要がある。 【②今後の取組方針:市民ニーズ等に対応した墓地の整備】 ・墓地の供給実績や市民ニーズ等を踏まえ、関係課と連携を図り、引き続き計画的に整備していく。 ・実施設計業務を実施した「C1墓域」及び「外周擁壁」については、整備工事を早期に行っていく。	
76	市民憲章推進協議会補助金	Ⅲ－7	地域主体の協働によるまちづくりの推進		市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現	市民憲章推進協議会	市民憲章の普及啓発を担う協議会への事業支援	計画どおり	4,855	S55		【①昨年度の評価(成果や課題):市民憲章の普及啓発と事業の持続可能性の確保】 ・市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、「市民の日記念のつどい」では市民憲章表彰を行ったほか、「フェスタmy宇都宮」の開催や、「ウオーキングフェスタ」のコースにライトライン発着点を含めるなど、宇都宮市の魅力と連携させることにより、広く参加者の募集を行い、市民憲章の周知啓発を図った。 ・市民憲章の普及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努めるとともに、事業の持続可能性の確保に向けて、自主財源のさらなる確保等に努める必要がある。 【②今後の取組方針:多様な機会を通じた普及啓発と自主財源確保に向けた見直し実施】 ・市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、市民憲章推進協議会構成団体やNPO、企業等と連携しながら、引き続き、ホームページ、SNS、各種メディア等や、イベント等の機会を通じて市民憲章の普及啓発を図っていく。 ・事業の持続可能性の確保に向けてイベント出展料の見直しや企業等からの賛助金の拡大など、自主財源のさらなる確保等に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
77	まちづくり活動応援事業	Ⅲ－7	地域主体の協働によるまちづくりの推進	SDGs 好循環P	まちづくり活動に参加する「きっかけ作り」と活動継続の「励み」の創出	・市民 ・地域団体 ・NPO ・企業 等	アプリを活用したまちづくり活動情報の発信・入手、まちづくり活動への参加機会の創出	計画 どおり	14,619	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):事業の更なる周知やPR強化】 ・市内全域において、本事業が活用されるよう、引き続き、「まち活応援隊」(地域行政機関職員)による「1地区1モデル事業」の創出支援に取り組んだほか、アプリの操作性(検索方法など)の改善に向けたシステム改修に取り組むとともに、地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発を行った結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出につながった。 ・更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、まちづくりセンターと連携しながら、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知する必要がある。 ・市内全域において、本事業が更に活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実、PR強化等を図る必要がある。 【②今後の取組方針:更なる周知に向けた事例集やPR動画等の活用】 ・活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、引き続き、まち活応援隊やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。	
78	市民活動助成事業助成金	Ⅲ－7	地域主体の協働によるまちづくりの推進	SDGs 好循環P	市民活動団体の自立化及び活動の活性化	市民活動団体	公益的な非営利活動に対する財政支援	計画 どおり	3,469	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):助成金の活用促進と寄附の効果的な募集】 ・22団体に対してまちづくり活動に要する費用の一部を助成することにより、シニア世代向けの携帯・スマホ勉強会の開催や、自然科学をテーマとしたイベントの開催など、団体の自主的で公益的な活動を支援し、市民協働のまちづくりを推進することができた。 ・本助成金の交付により、市民活動団体の自発的で公益的な活動を促進することができた。 ・より多くの市民活動団体が助成事業を活用できるよう、まちづくりセンターと連携しながら、市民活動団体への周知を行い、団体の活動の活性化を図る必要がある。 ・助成事業の持続可能性の確保に向けて、寄附の募集に関する周知を効果的に実施する必要がある。 【②今後の取組方針:関係機関との連携や動画等を活用したPRの実施】 ・助成金の活用を通じて市民活動団体が活動を継続し、自立できるよう、引き続き、まちづくりセンターと連携しながら、団体の申請促進や活動支援に努めていく。 ・助成金事業報告会の様子を撮影した動画を公開するなど、周知方法等の工夫により、効果的な寄附の募集や助成金の活用促進を図っていく。	
79	まちづくりセンターの運営	Ⅲ－7	地域主体の協働によるまちづくりの推進	SDGs 好循環P	まちづくり活動の活性化	・市民 ・地域活動団体 ・非営利活動団体 ・企業 ・大学	まちづくり活動の支援	計画 どおり	29,100	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):地域団体、団体間連携支援やセンターの認知拡大】 ・市民協働のまちづくりの拠点施設として、指定管理更新に当たり、他団体との連携等のコーディネート業務を専門事業者に再委託可能とすることでサービス向上を図るとともに、人員体制の強化や人員配置の弾力化により、施設管理業務だけでなく外部団体へもアプローチしやすい環境を整えるなど、まちづくり活動支援の充実・強化を図った。 ・地域活力の維持・向上を図るため、大学生等の若者のボランティアへの参加促進や、地域活動団体等の運営や団体間の連携などを支援していくとともに、センターの更なる認知拡大や活用促進に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:地域への積極的なアプローチ】 ・更なるまちづくり支援の充実・強化に向け、積極的に地域に出向き、ニーズを把握しながら、各主体の連携体制構築に取り組むとともに、若年層や民間事業者など新たな協働の担い手を増やすための取組を行っていく。 ・まちづくり活動の中長期的な支援機能の強化に向け、運営体制等の在り方を検討する。	拡大
80	自治会加入促進・活性化支援	Ⅲ－7	地域主体の協働によるまちづくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	自治会加入促進・活性化支援	・市民 ・事業者 ・自治会 等	自治会加入促進・活動の活性化への支援	計画 どおり	127,370	S54	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):自治会の維持及び活動の活性化】 ・安全で安心な地域づくりのための重要な役割を担う「自治会」の持続性を高めるため、自治会に関する基本理念や関係者の役割などを定めた「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」を制定するとともに、集合住宅等への加入促進アプローチ強化に向け、自治会にアドバイザーを派遣する取組や、「宮PASS」のスタンプラリー開催の支援を行い、自治会会員の優待制度の魅力向上につなげるなど、様々な自治会支援事業を行った。 ・引き続き、宇都宮市自治会連合会と連携しながら、自治会の維持及び活動の活性化を促進するため、加入促進や負担軽減、退会抑止に向けた支援の充実・強化を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:活動活性化、負担軽減、退会抑止に向けた手厚い支援の実施】 ・「宇都宮市地域で支え合う自治会条例」の制定を契機として、自治会への理解や関心を高めるため、市内5ブロック単位で「地区版自治会シンポジウム」を開催するとともに、高齢などを理由に活動が困難な方への負担軽減策を実施した自治会に対する支援金交付、自治会活動の効率化に向け、会費の口座振替を導入する自治会に対する初期費用の助成など、全国でも類を見ない手厚い支援策を創設し、活動の活性化や負担の軽減、退会抑止に取り組む。 ・引き続き、自治会が課題解決や活動の活性化に主体的に取り組めるよう、宇都宮市自治会連合会、地域行政機関と連携し、自治会支援強化を図っていく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
81	地域集会所等建設推進事業補助金	Ⅲー7	地域主体の協働によるまちづくりの推進		自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進, 活動拠点の確保	単位自治会	地域集会所建設のための補助	計画どおり	7,816	S53		【①昨年度の評価(成果や課題):自治会活動拠点の整備促進】 ・地域住民が活用しやすい居場所づくりのため, 建築費の上昇や他都市の補助制度との均衡を踏まえ, 補助限度額を1.25倍(400万円⇒500万円)に見直し, 令和7年度から拡充することと整理した。 ・引き続き, 補助制度の活用促進を図り, 自治会の活動拠点整備を進めるとともに, 集会所の適正管理を呼びかける必要がある。 【②今後の取組方針:自治会活動拠点整備の継続支援】 ・引き続き, 宇都宮市自治会連合会と連携しながら制度の周知を行い, 自治会活動拠点の確保や整備促進を図るとともに, 集会所の適正管理を呼びかけていく。	拡大
82	地域まちづくり計画の策定支援	Ⅲー7	地域主体の協働によるまちづくりの推進		地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修会へのアドバイザーの派遣	計画どおり	—	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):未策定地区の策定支援と進行管理】 ・新たに策定を検討する緑が丘地区に対し勉強会等の支援を行い, 計画策定の準備を進めることができたほか, 城山地区においては計画改定に向けた意識醸成を図ることができた。 ・複雑・多様化する地域課題やニーズに対応し, 地域特性を生かしたまちづくりを推進するため, 未策定の地区に対して, 地域学講座や策定済地区の事例紹介などを通じた意識醸成を図り, 地域の将来の指針となる地域まちづくり計画策定を促進するとともに, 策定済の地区における計画の進行管理等を支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:地域の理解促進・意識醸成と地域ニーズを踏まえた支援の実施】 ・地域まちづくり計画の未策定地区に対して, 引き続き, 地域行政機関と連携しながら, 地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により, 理解促進と意識醸成を図っていくとともに, 概ね10年を超える策定済地区に対しては, 地域のニーズを踏まえ, 必要に応じて計画の見直し等を支援していく。	
83	協働の地域づくり補助金	Ⅲー7	地域主体の協働によるまちづくりの推進		・特色ある地域づくり活動の促進 ・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	計画どおり	78,003	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の更なる活用促進】 ・「地域みんなの夢実現事業」の補助を4地区が活用し, 各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し, 地域行政機関と連携しながら, 補助制度の活用や事業実施のアドバイス, 他地区の取組事例の紹介などの支援により, 地域ならではの資源や伝統文化を軸に地域資源を活用したイベントの企画・開催や, 市内初となる地域の歌の制作など, 地域自らが地域特性を生かし, 主体的に取り組む特色ある地域づくりを支援した。 ・「協働の地域づくり支援事業補助金」の補助メニューである「事務局等支援事業」の補助額を拡充した。 ・地域特性を生かした地域づくり活動を促進するため, 積極的な補助金の活用につながるような制度周知を図る必要がある。 【②今後の取組方針:他地区の取組事例の紹介等】 ・引き続き, 他地区の取組事例の紹介などを行いながら, 地域まちづくり計画の具現化に向けた「協働の地域づくり支援事業補助金」の活用促進を図り, 地域特性を生かした地域主体のまちづくりを支援していく。	
84	コミュニティ助成事業補助金	Ⅲー7	地域主体の協働によるまちづくりの推進		地域まちづくり組織等の活動拠点の機能充実	地域まちづくり組織	まちづくり活動に必要な設備・備品購入費や活動拠点の整備費を助成	計画どおり	17,500	S60		【①昨年度の評価(成果や課題):地域活動拠点の機能充実】 ・(一財)自治総合センターの助成制度を活用し, 住民交流を深める事業や, まちづくり協議会ホームページ作成などに用いるデジタル機器の導入を支援することにより, 地域内のデジタル化が推進され, 魅力ある地域情報の発信や共有が可能となり, 地域が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図ることができた。 ・各地域における集会施設の確保や充実に向けて, さらなる活用を図る必要がある。 【②今後の取組方針:補助制度の積極的な活用】 ・(一財)自治総合センターの助成制度を通じた財源確保に努めるとともに, 制度周知に努め, 地域活動拠点の機能充実に向けた支援を継続していく。 ・引き続き, 円滑に集会所の建て替え等を予定している自治会が効果的に補助金の活用が行えるよう, 地域行政機関と連携を図りながら支援するなど, 補助金の交付に向けた適切な手続きを行う。	
85	地域デジタル化の推進	Ⅲー7	地域主体の協働によるまちづくりの推進	SDGs 好循環P	・地域活動団体の活動の活性化 ・地域におけるデジタルデバйд対策	地域活動団体 市民	・地域活動団体におけるデジタル活用取組事例の紹介や補助金による取組の推進 ・スマートフォンの基礎的な操作方法を学ぶ講座の開催	計画どおり	5,490	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度等の更なる周知】 ・地域活動団体におけるデジタル活用に係る具体的なノウハウ不足に対応するため, 主要なデジタルツールの活用方法をまとめたガイドブックを各地域まちづくり組織や自治会に配布し, 3地域(桜, 陽東, 横川)からの要望に応じて勉強会を開催するとともに, 地域団体におけるデジタル活用を支援する「宇都宮市地域活動団体デジタル活用支援事業補助金」を新たに創設し, 地域活動団体のデジタル活用を更に推進することができた。 ・スマートフォンの操作に不慣れな方でも十分に理解でき, 地域の実情に沿ったスマホ基礎講座となるよう, 講師を担当する事業者や各地区市民センター等と十分に協議した上で講座を開催した結果, 受講者アンケートでは, 87.8%が「満足」「やや満足」, 56.3%が「ちょうど良い難易度」と回答した。 ・地域活動団体の活動の更なる活性化に向けて, 補助金活用地区を拡大していくため, 活用事例やガイドブック等を用いた周知啓発を行っていく必要がある。 ・地域におけるデジタルデバйд対策の推進に向けて, 引き続き市民ニーズを把握しながらスマホ基礎講座の内容の充実等に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:補助金の活用促進に向けた取組事例の紹介】 ・令和6年度の補助金活用地区の取組事例の紹介などを行いながら, 地域活動団体の更なるデジタル活用を促進する。 ・スマホ基礎講座の受講者アンケート等を通じて市民のニーズを把握するとともに, 講師を担当する事業者や各センターと十分に調整し, 講座の内容の充実に努める。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
86	上河内梵天祭り交付金	Ⅲ－7	地域主体の協働によるまちづくりの推進		・地域が一体となったまちづくり及び地域活性化の促進 ・文化の力を生かしたまちづくりの促進	・梵天祭りへの来訪者 ・梵天祭りの参加者	・三百五十有余年の歴史を持つ、市を代表する伝統行事である梵天祭りの円滑な開催を支援するため、梵天祭り実行委員会に交付金を交付	計画 どおり	2,046	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):地域一体のまちづくり、地域活性化】 ・来訪者が見物するメインの通りについては、より多くの来訪者が、安全に祭りを見学できるよう、令和4年度から引き続き梵天の隊列と間隔の取れる幅員の通りで開催したほか、令和5年度から羽黒山山頂とメイン会場、駐車場を巡回するバスを運行させ、来場者の利便性の向上を図った。 ・これらの取組みにより、沿道や梵天を奉納する羽黒山山頂では、地域住民や来訪者など、令和5年度を上回る約3万人が見物し、賑わいづくりに貢献した。 ・今後も持続可能な祭りとするため、引き続き、実行委員会を支援する必要がある。 【②今後の取組方針:地域一体のまちづくり、地域活性化】 ・市を代表する地域一体の祭りであり、その魅力をより高めるため、昨年度参加しなかった地区内の奉納団体関係者に対して、祭りへの参加の働きかけや、高齢化により減少しつつある梵天の担ぎ手を新たに確保するため、地区内の企業に協賛や参加者を募るなど、地域全体で祭りを盛り上げ、祭りの継承に向けた機運の醸成につながるよう、実行委員会の取組を支援していく。 ・コロナ禍で減少していた団体の参加数を増加させるとともに、来訪者数も最盛期の約8万人を目指すため、実行委員会と連携し、従来の広報媒体のほか、市や地域団体のSNS等も活用し、市内外への周知を図る。	
87	集団広聴事業(まちづくり懇談会等)	Ⅲ－7	市政への理解と参画の促進		市民の市政への参画の促進	市民	市長が地域に出向いて市民と直接対話する「まちづくり懇談会」や、若者が気軽に市長と語り合う「市長とトーク」を実施	計画 どおり	174	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):幅広い世代からの意見聴取】 ・SNS(市公式LINE、市公式X)による情報発信や学校等へのポスター掲示など、若い世代への周知を強化し、幅広い世代からの意見聴取を図った。 ・「まちづくり懇談会」については、地域の意向(聞取りを実施)を踏まえ、より気軽に自由闊達に意見交換ができるよう、実施内容の見直し(地域代表意見の廃止など)を行った。 ・「市長とトーク」については、新たに高校への出張型を実施し、19名(清陵高校生徒会)が参加した。 ・より一層の幅広い世代の参加促進を図るため、引き続き、周知強化や開催方法の見直し等を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:幅広い世代からの意見聴取、自由闊達な意見交換】 ・引き続き、SNSによる情報発信や学校等へのポスター掲示など、周知強化を図る。 ・「まちづくり懇談会」については、より気軽に自由闊達に意見交換ができる懇談会となるよう、地域行政機関と連携し、地域の意向を十分確認しながら運営する。 ・「市長とトーク」については、参加対象(カテゴリー)を再編し、若い世代に特化した事業とする。	改善
88	宮だより(ふれあい通信、市長へのメール、市長へのファクスなど)事業	Ⅲ－7	市政への理解と参画の促進		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等)、市長へのFAX、市長への電子メールにより市民からの声を聴取	計画 どおり	0	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):迅速・丁寧な回答作成、「miyaユースポスト」の活用促進】 ・「宮だより」(市長へのメール等)について、「kintone」を活用した事務処理を開始するとともに、広報広聴推進リーダーの設置や広報広聴主任の見直しを行い、全庁的な協力を得ながら、迅速・丁寧な回答作成に取り組んだ。 ・令和6年3月に設置した「miyaユースポスト」(市長へのメールの若年層専用入口)の活用促進に向けて、SNSによる情報発信や学校等へのポスター掲示を行った。 ・若い世代からの意見聴取に向けて、「miyaユースポスト」の定着化を図るとともに、市民からの意見の活用促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針:「miyaユースポスト」の定着化、市民からの意見の活用促進】 ・「miyaユースポスト」について、SNSによる情報発信や学校等へのポスター掲示により、気軽に意見を寄せられるツールであることを継続的に案内することにより、定着化を図る。 ・「宮だより」で寄せられる市民からの意見について、所管部署の施策事業の効果的・効率的な実施に役立てるため、デジタル政策課と連携しながら、「宮だより」の事務処理システムを有効活用できる方策などについて、調査・検討する。	
89	市政世論調査事業	Ⅲ－7	市政への理解と参画の促進		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上の市民(住民基本台帳から5,400人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査。集計・分析の実施	計画 どおり	4,046	S43		【①昨年度の評価(成果や課題):回答率の維持・向上】 ・インターネット回答を促す案内チラシの同封(調査票送付時)やリマインダーハガキの送付に加え、新たに、発送用封筒にイラスト入りで回答期限を記載するなどの取組を行ったことで、回答率が向上(45%→51%)した。 ・引き続き、回答率の維持・向上に向けた取組の強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針:回答率の維持・向上】 ・引き続き、チラシや封筒、リマインダーハガキ等による回答を促す取組の充実・強化を図るとともに、回答者の負担軽減を図る(設問数の調整やわかりやすい質問文にする等)など、回答率の向上に向けた取組を行う。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
90	広報紙等の発行事業	Ⅲ－7	市政への理解と参画の促進		広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳)	計画どおり	120,734	S25		【①昨年度の評価(成果や課題):全市民に対する市政情報の提供】 ・広報記事と連動した市公式ホームページの掲載、QRコードの活用など、他市事例を参考に広報紙の見直し方針を定めた。 ・広報紙の発行及び電子書籍での閲覧について、市公式LINEやXに加えて、令和6年度から運用を開始したInstagramで情報発信し、新聞折込や郵送で入手していない市民に対しても、市政情報を発信できた。 ・今後も引き続き、分かりやすい紙面の作成や、様々な媒体との連携など、効果的な情報発信手法に取り組む必要がある。 ・令和6年度暮らしの便利帳(デジジー版、外国語版含む)を作成、発行した。 ・今後の暮らしの便利帳のあり方について見直しを行い、他の広報媒体により市政情報を発信できていることを鑑み、令和6年度の発行をもって廃止することとした。 【②今後の取組方針:各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の推進】 ・より見やすい広報紙を作製するとともにより多くの市民に情報を伝えるため、民間のノウハウの活用や配布方法等について検討を行う。	改善
91	テレビ・ラジオ広報事業	Ⅲ－7	市政への理解と参画の促進		広報・広聴事業の充実	市民	テレビ(とちぎテレビ、ケーブルテレビ)、ラジオ(栃木放送、エフエム栃木、ミヤラジ)により、市民が必要とする市政情報(行事、催し、生活情報)等を提供	計画どおり	30,247	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):放映内容の見直しの実施】 ・ケーブルテレビの放送内容について、ライトライン沿線情報を紹介するものから、市内全域を対象とした公共交通利用を促す内容に見直した(R7.4～放映開始)。 ・放映後に動画を市公式YouTubeに掲載しているため、それをより多くの方に見ていただけるよう、様々な広報媒体と連携した周知や放送内容の見直しなどを検討する必要がある。 【②今後の取組方針:新たな視聴者の獲得に向けた放送内容などの見直し】 ・テレビは、聴覚障がい者へも有効な媒体であることから、テレビ番組へのテロップ表示の充実など、効果的な情報提供を行っていく。 ・「伝わる」広報の推進を図るため、市民の属性や情報の特性に応じ、各媒体と連動した情報発信を行うなど、各種広報媒体の効果的な活用方策について検討する。 ・各種広報媒体における周知に努めるとともに、タイムリーなテーマの選定や放送内容の見直しなどにより、新たな視聴者の獲得を図る。	改善
92	戦略的な広報の推進	Ⅲ－7	市政への理解と参画の促進		市民等に情報が確実に届き、理解や共感を得られる「伝わる」広報の確立	・市民 ・市職員	「伝わる」広報の実現に向けて、広報アドバイザーを活用しながら、戦略的に広報活動に取り組む。 ①効果的な広報の実施 ②職員の広報スキルの向上	計画どおり	39,953	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):「伝わる」広報の実現】 ○効果的な広報の実施 ・LINEにおいて、登録者増加に向けたLINE広告や、広報紙への掲載、チラシの掲出や配布を実施した。 ・本市の魅力発信などに有効な手法の一つであることから、市公式Instagramの運用を開始した。 ・広報アドバイザーを活用し、デジタルマーケティングに関する事業実施に係るプロポーザル審査及び事業実施、SNSの活用方法など、効果的な情報発信に関する助言・支援を行った。 ・今後も、利用者が必要な情報をより迅速に取得できるよう、ターゲットに合わせた情報発信ツールの活用や媒体間の連携を図るなど、広報アドバイザーを活用しながら戦略的な情報発信に取り組む必要がある。 ○職員の広報スキルの向上 ・より戦略的・効果的に広報広聴事業を展開するため、新たに「広報広聴推進リーダー」を設置するとともに、広報広聴主任の役割等を見直した。 ・「伝わる」広報マニュアルを活用した庁内研修を実施することにより、効果的な広報手法の周知などに取り組むことができた。 ・広報媒体の効果的な活用について、引き続き、職員の広報スキルの向上を図る必要がある。 【②今後の取組方針:各種広報媒体を活用した「伝わる」広報の更なる推進】 ○効果的な広報の実施 ・SNSのプッシュ型通知の取り組み強化、ライトラインやデジタルサイネージなど多様な広報媒体を効果的に活用することにより、引き続き、市政情報の発信を強化していく。 ・引き続き、広報アドバイザーの活用を庁内へ呼びかけるとともに、関係部署への適切な助言・支援を行う。 ○職員の広報スキルの向上 ・「伝わる」広報マニュアルを活用した庁内研修を実施することにより、職員の更なる広報スキルの向上を図る。 ・デジタルマーケティング事業実施担当者を対象とした研修や、各課における広報担当者を対象とした実践的な内容の研修を実施することにより、担当職員の広報スキルの向上を図る。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
93	宇都宮市つながりサポート女性支援事業	Ⅲ－7	かけがえのない個人の尊重		不安や困難な問題を抱える女性への相談事業の強化	不安や困難な問題を抱える女性	・生理用品の提供をきっかけとした相談 ・NPO等の知見や専門性を活かした相談支援	計画どおり	13,538	R3	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題): 困難を抱える女性への支援】 ・市女性相談所での相談のほか、地域の身近な場所で相談できるよう、協力機関による「つなサボ相談室」(57か所)や、公共施設や市イベント会場などでの出張相談会や連携機関との周知イベントを12か所で実施、6月から新たに居場所づくり事業を実施するなど、委託事業者や協力機関の知見やネットワークを生かした相談支援に取り組むことができた。 ・円滑で切れ目のない支援を行うため、協力機関連携会議等において、相互理解を深めるための意見交換や研修等に取り組んだことで、協力機関同士のネットワーク化を図ることができた。 ・相談窓口を有する団体を対象に、支援人材育成出前講座を開催し、困難な問題を抱える女性を支援できる人材を育成した。 ・複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、様々な分野で専門性を有する連携機関の協力体制の構築やネットワークを強化していく必要がある。 ・相談事業や居場所事業について、若い方の利用が少ないことから、若年女性が相談しやすい環境を整備する必要がある。 【②今後の取組方針: 連携機関との協力体制強化による切れ目ない相談支援の実施】 ・引き続き、連携会議等において、相互理解を深めるための情報共有や意見交換、研修等に取り組み、連携機関同士のネットワークを一層強化することにより円滑な支援を実施する。 ・困難な問題を抱えている状況ではあるが、相談や支援の必要性を認識することができない、行政への相談はハードルが高いなどの理由により相談できない若年女性が気軽に相談できるよう、出張相談会や居場所づくり事業の実施頻度・場所の見直し等を行っていく。	改善
94	女性相談事業	Ⅲ－7	かけがえのない個人の尊重	好循環P	女性からの相談体制の充実	・市内在住もしくは勤務の、家庭内などの問題に悩む女性 ・女性相談員	・電話・面接相談実施 ・法律相談の実施 ・カウンセリングの実施 ・研修会等への参加	計画どおり	1,040	H18		【①昨年度の評価(成果や課題): 相談員の資質向上と関係機関との連携】 ・これまでの女性相談事業に加え、「つながりサポート女性支援事業」を実施することで、相談窓口の認知度向上を図ることができた。また、関係機関との連携・協力により、相談者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげることができた。 ・相談員が相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、各種研修会への参加や、勉強会を行うことにより、相談員の資質の向上を図った。 ・女性相談所で受け付けた相談のうち、10代・20代からの相談は全体の一割未満(令和4～6年度実績)となっていることから、若年女性が相談しやすい環境を整備する必要がある。 【②今後の取組方針: 相談体制の更なる充実】 ・困難な問題を抱えている状況ではあるが、相談や支援の必要性を認識することができない、行政への相談はハードルが高いなどの理由により相談できない若年女性が気軽に相談できるよう、SNSなど多様な相談機会の提供を行う。	
95	DV対策推進事業	Ⅲ－7	かけがえのない個人の尊重	好循環P 戦略事業	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民、生徒、教育関係者等 ・DV被害者及び同伴家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・DV被害者自立支援事業(DV被害者同士のセルフヘルプグループ事業等)の実施(つながりサポート女性支援事業の居場所づくり事業と一体的に実施)	計画どおり	1,321	H20		【①昨年度の評価(成果や課題): 若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援】 ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、令和6年度は中学校6校で実施したアンケートにおいて、「内容は理解できた」「内容は参考になった」という回答が9割、デートDVについて「理解できた」「参考になった」という回答が9.5割であること、また「この講座で初めてデートDVについて知った」という回答が6割であったことから、若年層のデートDVに関する理解度を向上させることができた。 ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう検討する必要がある。 ・DV被害者に対する自立支援事業について、各種講座や就労準備に向けた相談会などを実施することにより、DV被害者の心身回復や自立を促すことができた。 ・今後も引き続き、DV被害者の発見・相談から心身の回復、自立の援助までを一体的に切れ目なく支援していく必要がある。 【②今後の取組方針: DV被害者に向けた取組及び関係機関等との連携の強化】 ・デートDVなど若年層への意識啓発については、デートDV出前講座において、多くの学校等で啓発機会を設けられるよう、働きかけを強化していく。 ・また、DV被害者の支援については、「つながりサポート女性支援事業」の一部受託者であり、DV被害の特性を熟知し、自立支援に関するノウハウを有する団体とこれまで以上に連携を図り、事業を一体的に実施することにより、発見・相談から自立の援助まで切れ目のない支援を行う。	
96	民間団体DV被害者支援事業補助金	Ⅲ－7	かけがえのない個人の尊重		DV被害者の安全確保と早期の自立支援	市内に主たる活動拠点を有し、DV被害者支援を行っている団体	・民間団体が行うDV被害者支援事業(民間シェルター事業、ステップハウス事業、自助グループ事業)に対し、賃借料、光熱水費など対象経費の補助	計画どおり	800	H22		【①昨年度の評価(成果や課題): 民間シェルターやステップハウス、自助グループ活動への支援】 ・配偶者等の暴力から逃れてきたDV被害者及び同伴家族の安全を確保するとともに、危機的状況を脱したDV被害者が早期に生活再建・自立を図ることができるよう、民間シェルターやステップハウス、自助グループ事業への支援を行うことにより、DV被害者の安全確保や自立につながった。 【②今後の取組方針: 継続的な活動への支援】 ・DV被害者とその同伴家族の安全確保や早期の生活再建・自立には、民間によるシェルターやステップハウス、自助グループ事業の活用が有効であることから、補助金による支援を継続する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
97	虐待・DV対策連携会議	Ⅲ－７	かけがえのない個人の尊重	好循環P 戦略事業	関係機関等の連携による虐待・DV対策の推進	・司法・警察・保健医療等関係機関 ・地域団体 ・国, 県	・関係機関等の相互の連携及び協力 ・課題や情報の共有	計画 どおり	40	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):関係機関等との情報共有】 ・令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、複合化・複雑化した悩みを抱える女性の支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関や民間団体等により構成される「困難な問題を抱える女性への支援調整会議」(支援調整会議)を設置したほか、「DV対策関係機関ネットワーク会議」(ネットワーク会議)を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年4月施行)に基づく協議会に位置付けを変更し、既存の「虐待・DV対策連携会議」と同時開催することで、関係機関における相談の状況や取組内容等についての意見交換、課題や情報の共有を行うことができた。※それによる成果・効果 ・複雑化・複合化した相談案件について、円滑で切れ目のない支援を行うため、庁内保健福祉部門や子ども部門等と連携を図るとともに、様々な分野で専門性を有するNPO等協力団体との連携やネットワークを強化していく必要がある。 【②今後の取組方針:未然防止に向けた関係機関等との連携強化】 ・DV等の早期発見や適切な支援が行えるよう、引き続き、当会議と支援調整会議、ネットワーク会議をあわせて開催し、各機関間の情報共有や、意見交換などを行うことにより、関係機関との連携強化を図っていく。	
98	宇都宮市遺族会連合会補助金	Ⅲ－７	かけがえのない個人の尊重		戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進	宇都宮市遺族会連合会	・宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助	計画 どおり	304	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進】 ・地区慰霊祭を実施した地域に対し、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助することにより、各地区における慰霊碑の維持管理を行うとともに、国の施策の情報伝達など、戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動等の取組を効果的・効率的に推進することができた。 ・戦没者遺族の高齢化により、活動継続が難しい地区が多くなっているが、戦没者の孫の参加を促すなど会員数の確保に努めている。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・戦没者遺族の福祉の増進及び平和啓発活動の推進のために、引き続き、宇都宮市遺族会連合会の活動に要する経費の一部を補助していく。	
99	宇都宮市戦没者追悼式	Ⅲ－７	かけがえのない個人の尊重		式典を通じた戦争の悲惨さ、平和の尊さの伝承	市民(戦没者遺族・海外引揚死没者遺族・公務殉職者遺族・戦災殉職者遺族等)	・宇都宮市戦没者追悼式の実施	計画 どおり	722	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮市戦没者追悼式の開催】 ・戦没者追悼式を市文化会館において開催し、一般市民にも参列、献花をいただくなどにより、戦争で亡くなった方々に追悼の意を表するとともに、遺族をはじめとした市民に戦争の悲劇を繰り返すことがないように平和への思いを新たにするなど啓発を図ることができた。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・戦争のために亡くなられた方々に追悼の意を表するとともに、平和の大切さを次世代へ継承していくため、宇都宮市戦没者追悼式において中学生による広島派遣報告を実施する。	
100	人権・平和啓発活動事業	Ⅲ－７	かけがえのない個人の尊重	好循環P 戦略事業	人権・平和に対する意識高揚	・市民, 市内小学生, 市内企業, 市職員	・市民向け啓発事業の実施 ・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・LGBTQに関する理解促進	計画 どおり	943	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):意識向上や理解促進のための周知啓発の実施】 ・人権擁護委員と連携し、人権週間におけるパネル展示等の啓発を行うほか、市ホームページや広報紙等において、インターネット上における誹謗中傷や性的マイノリティの方々への偏見や差別防止を呼びかけることにより、人権意識の向上に取り組んだ。 ・LGBT理解増進法の施行により、多様な性への社会的関心が高まる中、多様な性に関する企業向けデジタルパンフレットを商工会議所などを通してメール配信したほか、啓発セミナーなども開催した。また、中学校に啓発カードを配付するなど、企業や学校での理解促進に取り組んだ。 ・SNS等による人権侵害など人権問題が多様化・複雑化していることに加え、多様な性への社会的関心が高まっていることから、更なる人権に対する理解促進や意識向上が必要である。 【②今後の取組方針:効果的な周知啓発の実施】 ・市民の人権意識の向上を図り、あらゆる差別や偏見等をなくすため、引き続き、人権擁護委員と連携しながら周知啓発に取り組むとともに、「多様な性」の理解促進に向けた企業向けのセミナー開催や中学校での啓発カードの配付などに取り組んでいく。	
101	平和のつどい実行委員会交付金	Ⅲ－７	かけがえのない個人の尊重		平和の尊さに対する意識高揚	平和のつどい実行委員会	・平和のつどいの開催 ・動画による平和啓発 ・平和啓発パネル展	計画 どおり	370	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):市民への平和意識の啓発】 ・「平和のつどい」については、広島派遣中学生の壮行や映画「島守の塔」の上映を行い、平和の尊さを来場者に伝えることができた。 ・また、次世代を担う児童生徒(小5, 中2)を対象に、これまでに作成した「平和啓発動画」を夏休み期間に自宅でタブレットにより視聴してもらうことで、平和意識の醸成を図ることができた。 ・今後も、戦争の記憶や平和の尊さを次世代に継承していけるよう、取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:戦後80年の節目を機会とする平和意識の啓発】 ・令和7年は戦後80年の節目を迎え、市民の平和への関心が高まる機会でもあることから、平和に関する映画上映に替えて、市民の認知度も高く、世界の紛争地域を取材し、戦争の悲惨さを語ることができる講師による講演を「平和のつどい」のプログラムに組み込むとともに、全小中学生に対し「平和啓発動画」の視聴を促すなど、将来に渡る市民の平和意識の醸成に繋がるよう取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
102	平和親善大使広島派遣事業交付金	Ⅲ－７	かけがえのない個人の尊重		平和教育の推進	市内中学生	・市内の市立中学生を平和親善大使として広島市に派遣 ・動画による平和啓発 ・被爆体験伝承者等派遣事業	計画 どおり	3,080	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):児童生徒に向けた平和意識の啓発】 ・広島市への派遣事業を実施するとともに、派遣生本人はもとより、派遣生徒による学校での報告等を行うことにより、多くの生徒に広く啓発することができた。また、次世代を担う児童生徒(小5、中2)を対象に、これまでに作成した「平和啓発動画」を夏休み期間に自宅でタブレットにより視聴してもらったほか、小中学校において広島平和祈念館の「被爆体験伝承者等派遣事業」を活用した講話を実施し、広く児童生徒への平和意識の醸成を図った。 ・今後も戦争の記憶や平和の尊さについて、児童生徒が継承していけるよう取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:平和意識醸成のための事業の実施】 ・広く平和意識の醸成を図るため、広島市の受入れ状況等を踏まえ、引き続き派遣事業の実施に向け取り組む。 ・また、全小中学生に対し「平和啓発動画」の視聴を促すなど、児童生徒の平和意識の醸成に繋がるよう取り組む。	
103	平和啓発事業推進補助金	Ⅲ－７	かけがえのない個人の尊重		平和の尊さに対する意識の高揚	民間団体	・平和啓発事業の経費の一部を補助	計画 どおり	97	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):平和啓発事業に対する支援】 ・市民の平和意識の高揚に資する事業への支援を実施することにより、広く市民に対し平和意識の醸成を図ることができた。 【②今後の取組方針:市民主体の取組の継続的な支援】 ・引き続き、市民の平和意識の醸成に向け、当補助金について周知しながら、市民主体の取組を支援する。	
104	宇都宮人権擁護委員協議会負担金	Ⅲ－７	かけがえのない個人の尊重		宇都宮人権擁護委員協議会の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会 【宇都宮市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、高根沢町】	・人権相談や研究会等の事業運営費の負担	計画 どおり	1,006	—		【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮人権擁護委員協議会の事業運営に対する支援】 ・人権作文コンテストや絵画コンテストの実施、SOSミニレターの周知啓発など、宇都宮人権擁護委員協議会事業に対する支援により、協議会の円滑な活動につながった。 【②今後の取組方針:円滑な事業運営への継続的な支援】 ・地域に密着した人権擁護委員の啓発活動を推進するため、宇都宮人権擁護委員協議会の取組を引き続き支援していく。	
105	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会活動補助金	Ⅲ－７	かけがえのない個人の尊重		人権擁護委員の活動の円滑化	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会	・人権講話、人権よろず相談等部会の事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	320	S30		【①昨年度の評価(成果や課題):宇都宮部会の事業運営に対する支援】 ・宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会に対する活動経費の補助や事務局として運営支援を行うことにより、小中学校における人権講話や、人権よろず相談、委員研修会の実施など、人権擁護委員の円滑な活動につながった。 【②今後の取組方針:円滑な事業運営への継続的な支援】 ・宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会において、人権擁護委員と意見交換を行いながら、社会情勢などを踏まえた委員研修会を開催することにより、引き続き、小中学校における人権講話などを実施していく。	
106	市民啓発事業	Ⅲ－７	男女共同参画の推進	戦略事業	市民の理解促進と家庭・学校・地域教育の推進	市民、児童生徒、教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料「かがやき」の改定	計画 どおり	3,520	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】 ・【教育】小学5年生向け教育参考資料「かがやき」について、ジェンダー平等の機運の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、小学生により一層興味を持って学習してもらえるよう、本市の児童に身近で具体的なエピソードや内容に見直すとともに、教材を電子化し、全児童が活用している「1人1台端末」で学習できるようリニューアルを行った。 ・リニューアルした「かがやき」について、学校や家庭で積極的な活用が図られるよう、一層周知を行っていく必要がある。 ・【地域・家庭】女性の地域活動参画セミナーや社会に根強く残る固定的性別役割分担を可視化し考えるきっかけとした男女共同参画講演会や、男女共同参画推進団体と協働で実施する市民企画講座の実施、自分らしく働きたい女性が抱える課題の解決をテーマとした市民向け情報誌「ぱーとなーしつぷ」を発行するなどにより、各世代や活動に場における男女共同参画の推進に取り組んだ。 ・より一層女性の活躍を推進するため、各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消に向けた効果的な啓発に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:社会情勢を踏まえた啓発の拡充】 ・「かがやき」について、児童のタブレット端末には、様々な資料が掲載されていることから、「かがやき」を速やかに閲覧できるようQRコードを掲載したステッカーを全児童に配布するほか、学校での活用が図られるよう、教員向けの手引書を配布する。 ・引き続き、地域や家庭など各活動の場に応じた男女共同参画に関する各種講座の開催や、市民や団体等と協働した啓発に取り組むとともに、新たに、地域活動において、女性が参画する必要性について学ぶ出前講座を開設し、地域活動での女性活躍に向けた取組を進める。	拡大
107	宇都宮市女性団体連絡協議会補助金	Ⅲ－７	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	宇都宮市女性団体連絡協議会	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	400	S62		【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】 ・宇都宮市女性団体連絡協議会への補助金の交付により、市民向けの講演会(男女共生社会を目指すうつのみや市民のつどい)や研修会を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。 【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】 男女共同参画社会実現のため、民間団体による啓発活動を支援することが有効であると考えられることから、当該団体の取組に対して引き続き補助金による支援を継続する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
108	うつのみや市民会議補助金	Ⅲー7	男女共同参画の推進		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	401	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】 ・うつのみや市民会議補助金の交付により、会員や市民向けの啓発講座や市イベントにおける啓発などの活動を行うことで、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成に寄与することができた。 【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】 男女共同参画社会実現のため、民間団体による啓発活動を支援することが有効であると考えられることから、当該団体の取組に対して引き続き補助金による支援を継続する。	
109	ワーク・ライフ・バランス(WLB)推進事業	Ⅲー7	男女共同参画の推進	好循環P	仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進	・事業者等 ・市民	・事業者表彰の実施 ・企業向けガイドブックの周知 ・企業経営者及び男性従業員向け啓発講座やデジタルパンフレットの作成・配信 ・市民向け啓発事業の実施	計画どおり	1,434	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援】 ・企業に対しては、性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため、商工会議所など経済団体と連携し、男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やデジタルパンフレットの作成・配信、また、優れた取組を行う事業者を表彰する「きらり大賞」を実施し、受賞企業には入札参加資格において加点するなどインセンティブの付与に取り組んだ。 ・令和7年4月の「育児・介護休業法」の改正と併せ、より一層、制度の周知や意識啓発に取り組む必要がある。 ・市民に対しては、女性が仕事と生活を調和させながら、さまざまな場で活躍できるよう支援する各種講座を開催した。 ・今後も企業の取組を促進するため、優れた事業者の取組をより多くの企業に波及させていけるよう効果的に事業を推進していくとともに、男女共に仕事と生活を調和させながら活躍できるよう取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】 ・企業に対しては、ワークライフバランスの具体的な取組につなげるため、好事例を盛り込んだデジタルパンフレットの配信やセミナー開催に取り組むほか、取組を行った事業者を「きらり大賞」につなげるなど事業間の連携を図るとともに、「育児・介護休業法」の改正内容を関係機関と連携し周知を行う。 ・市民に対しては、ワークライフバランスの実践に向け、引き続き、各種講座の実施に取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 一 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
110	女性活躍推進事業	Ⅲー7	男女共同参画の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	働くことを希望する女性が働き続けられ、雇用の場において活躍できるよう、若年層からの意識醸成や、女性の経済的自立に向けた人材育成を図るとともに、能力を発揮し活躍できる職場環境の整備促進に取り組む。	・事業者 ・学生 ・市民	・企業経営者向けセミナー等における一般事業主行動計画策定支援やリーフレットの活用促進 ・社会保険労務士出前説明会・出前相談の実施 ・インターンシップ事業の実施 ・「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」の実施	計画 どおり	14,596	R1	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題)】中小企業における女性活躍事業の促進、インターンシップ事業の実施、女性デジタル人材の育成】 ・事業者に対しては、セミナーの開催やデジタルパンフレットの作成・配信、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた社会保険労務士の派遣、企業経営者等への啓発・取組促進のほか、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業への助成、テクノロジーの力で健康課題を解決する「フェムテック」製品の周知・活用を促すイベントの開催に新たに取り組んだ。 ・女性特有の健康上の問題や、結婚、出産等を理由とした女性の離職率が高いことから、女性の仕事と健康課題の両立に向けた支援に取り組む必要がある。 ・学生に対しては、「オンラインインターンシップ事業」を実施し、結婚・出産後も就業を継続する意識の醸成を図るとともに、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を紹介する特設ウェブページを新たに作成し、大手就活支援サイトのバナー広告にリンクを掲載した。 ・「オンラインインターンシップ事業」については、各大学におけるキャリア支援において同様の内容を実施していることや、令和4年6月に「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(3省合意)の改正により、当該事業の内容がインターンシップに該当しなくなったことなどから、大学のキャリア支援教育との差別化を図るとともに、性別に関係なく誰もが希望する職業に就くことができるよう、進路選択の段階から、職業に対する固定観念を変えるための教育を実施する必要がある。 ・女性デジタル人材の育成については、「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」を実施し、22名中19名が就労につながった。 ・今後は、受講定員数に対し4倍以上の参加申込者あり需要が高いことから、需要に応じた事業内容を検討する必要がある。 【②今後の取組方針：中小企業における更なる女性活躍事業の促進、インターンシップ事業の実施、女性デジタル人材の更なる育成】 ・事業者に対しては、商工会議所などの経済団体等と連携しながら、中小企業における労働環境の整備など女性活躍を促進するため、企業経営者向けセミナーの開催やデジタル版リーフレットの作成・配布、市内業種別団体等への出前セミナー、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業への助成、フェムテック製品・サービス活用促進のためのイベントの開催に取り組むとともに、新たに女性活躍に関する「事業所実態調査」を実施し、市内企業の実態を把握するとともに、女性の仕事と健康課題の両立に向け、女性の健康支援に関するセミナーや女性の健康経営コンサルティングを実施し、性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備に取り組む。また、女性活躍の取組を一層加速化するため、経済産業省と連携し女性リーダー育成研修を開催するほか、専門家の知見を得ながら、職域のみならずあらゆる分野に取組を広げていく。 ・学生に対しては、引き続き働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を紹介する特設ウェブページを作成し、大手就活支援サイトのバナー広告にリンクを掲載することで、本市における就業継続意識の醸成に取り組んでいく。 ・「オンラインインターンシップ事業」については、理系学部や理工系企業を含め、女子の多様な進路選択を可能とするための教育機会の確保や意識の醸成に資するよう、事業内容を見直す。 ・「女性のデジタルスキル習得・就労支援事業」を引き続き実施し、更なる女性デジタル人材の育成に取り組むとともに、令和5年度、6年度に実施した事業参加者の追跡調査を行い効果的な事業内容を検討することで、さらなる女性デジタル人材の育成につなげていく。	拡大
111	姉妹・文化友好都市との交流事業	Ⅲー7	多文化共生の推進		国際化や市民の国際感覚の醸成	市民	姉妹・文化友好都市との相互交流	計画 どおり	5,447	S62		【①昨年度の評価(成果や課題)：継続的な事業実施】 ・オークランド市への派遣事業も再開し、コロナ禍前に実施していた中高生等の派遣事業がすべて再開され、中高生等の国際感覚醸成に寄与した。 ・チチハル市とは提携40周年の節目にあたって、密な情報交換を行い記念動画の作成に取り組んだ。 ・また、姉妹都市の担当者には、年度初め、年末年始などに定期連絡を行うとともに、必要に応じてweb会議を行うことで、円滑な意思疎通ができるよう努めた。 ・交流再開が本格化した中、本市での受入を希望する姉妹都市も出てきていることから、相互交流が安全かつ継続的に実施できるよう調整する必要がある。 【②今後の取組方針：派遣受入事業の継続】 ・相互交流による家庭や学校などでの体験や交流は、青少年等の国際感覚醸成に大きく寄与することから、引き続き、派遣受入事業を実施していく。また、各都市と調整・検討のうえ、派遣と受入を相互に実施できるよう仕組みを整えていく。	
112	市民交流活動推進補助金	Ⅲー7	多文化共生の推進		民間団体の国際交流活動の支援	民間団体	姉妹・文化友好都市との交流事業、外国人市民の自立化支援、国際理解、国際協力に関する事業を実施する民間団体への補助	計画 どおり	295	H13		【①昨年度の評価(成果や課題)：民間団体活動の支援】 ・宇都宮市タルサ協会が実施したタルサコミュニティカレッジ受入事業や民間団体が実施する国際交流イベント(インド祭り)などへの支援を行うことにより、姉妹都市との交流や国際理解活動を促進することができた。 【②今後の取組方針：補助制度の継続】 ・今後も、民間団体の交流活動などが促進されるよう、本補助制度を継続するとともに、関係団体への制度の周知に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 ー 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
113	国際交流協会補助金	Ⅲー7	多文化共生の推進		宇都宮市国際交流協会の活動支援	宇都宮市国際交流協会	事務局員の人件費、事務費、自主事業費への補助	計画どおり	12,841	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):協会の安定運営】 ・協会の人件費などを補助することにより、協会の安定的な運営に繋がり、姉妹都市への青少年派遣事業などの本市事業の受託はもちろん、日本語教室や外国人支援者ネットワークなど、多文化共生の中核団体として、協会独自の事業を展開できた。 ・外国人が増加する中、多文化共生の中核団体として主体的な取組が一層求められる。 【②今後の取組方針:多文化共生の中核団体としての自立的な運営】 ・協会に対する補助を継続し安定運営を支援するとともに、協会独自の事業の充実に向けて、効率的な事務運営や自主財源の確保など、自立的な事業運営を促していく。	
114	多文化共生の地域づくり事業	Ⅲー7	多文化共生の推進	戦略事業	外国人市民・日本人市民との相互理解と交流機会の創出	・市民 ・職員	国際理解講座、企業・学校などへの出前講座、多文化共生フォーラム、外国人の地域参加職員への意識啓発	計画どおり	316	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):相互理解・交流機会創出の取組の実施】 ・出前講座や多文化共生フォーラム、国際理解講座などにより外国人市民と日本人市民との相互理解や交流機会を創出することができた。 ・外国人の地域参加に向けた啓発チラシを作成し、まちづくり懇談会やまちづくり推進協議会全体会で配付したほか、新任所属長向けの研修会を開催し、外国人の現状や多文化共生についての理解促進が図れた。 【②今後の取組方針:交流機会創出や職員の意識啓発の実施】 ・今後も、引き続き地域における外国人市民・日本人市民の相互理解の促進と交流機会を創出するため、外国人の地域参加に向けた地域まちづくり組織への啓発や新任の所属長に向けて研修会を開催していく。	
115	日本語学習支援ボランティア養成事業	Ⅲー7	多文化共生の推進		外国人市民の日本語習得の支援	市民	外国人市民に日本語を教えるボランティアの養成	計画どおり	902	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):継続的な講座の実施】 ・講座を開催し、日常生活に必要なレベルの日本語の学習を支援するボランティアを養成することができた。また、修了者に対して、日本語教室を行う宇都宮市国際交流協会を含めた民間団体の活動を紹介し、外国人市民の日本語学習の支援に繋げることができた。 ・また、市HPに市内の日本語教室やオンライン学習の情報を掲載し、日本語学習の情報提供に取り組んだ。 【②今後の取組方針:講座内容の充実】 ・外国人市民の増加が続く中、外国人の日本語習得は重要なことから、今後も、外国人市民や外国人児童生徒の日本語習得を支える人材を育成できるよう講座内容の充実に努めていくとともに、オンライン学習など情報発信を行うことで、より多くの学習機会を提供する。	
116	多文化共生ソーシャルコーディネーター事業	Ⅲー7	多文化共生の推進		多様化する相談案件への対応	外国人市民	外国人市民からの複雑な相談に対応する多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣とスキルアップ	計画どおり	110	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):多文化共生ソーシャルコーディネーターの派遣とスキルアップ支援】 ・外国人総合相談窓口における生活相談を実施する中で、複雑な案件にはコーディネーターを派遣できるよう、相談記録簿にコーディネーター案件の該当の有無について確認欄を設け対応していたが、今年度は該当案件がなかった。 ・また、介護保険制度や市教育センターの事業内容等の研修会を実施し、コーディネーターのスキルアップを図ることができた。 【②今後の取組方針:事業の継続とニーズ・社会情勢を捉えたスキルアップ】 ・今後も、外国人市民の複雑な相談事案にはコーディネーターが関係機関と連携しながら適切に個別支援していくことが必要であることから、当該事業を継続していくとともに、相談者からのニーズと社会情勢の変化を捉えた研修会の実施によるコーディネーターのスキルアップにも取り組んでいく。	
117	外国人転入者支援事業	Ⅲー7	多文化共生の推進		わかりやすい生活情報の提供	外国人市民	転入した外国人市民への多言語による生活情報などの提供	計画どおり	75	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):外国人転入者への新生活の支援】 ・QRコード読み取りによる情報取得を誘導する生活案内チラシ「Life In Utsunomiya」や多言語版ごみの分け方・出し方リーフレット、国の作成する生活オリエンテーション動画案内チラシなどを封入した転入者バックを市民課などの窓口で外国人転入者に配布することで、本市で新生活を始める外国人市民の生活支援に繋がった。 【②今後の取組方針:発信する情報の更新と提供方法の工夫】 ・今後も、引き続き外国人転入者に対して新たな施策や緊急情報、日本での生活ルールなどを着実に提供できるよう、封入物については、情報内容の更新や提供方法の工夫(デジタル化)も進めていく。	
118	やさしい日本語普及啓発事業	Ⅲー7	多文化共生の推進		職員、市民などへの「やさしい日本語」の普及	・職員 ・市民	職員向け研修の実施、企業・学校などへの出前講座の実施、「外国人への情報提供ガイドライン」の周知	計画どおり	0	H25		【①昨年度の評価(成果や課題):「やさしい日本語」普及啓発の実施】 ・職員向けの研修実施により、職員へ「やさしい日本語」の普及啓発をすることができた。 ・また、外国文化を紹介する国際理解講座や学校などでの出前講座において「やさしい日本語」の啓発を行い、外国人とのコミュニケーションの円滑化に取り組んだ。 【②今後の取組方針:職員・市民への継続的な普及啓発】 ・外国人市民が増加していることから、引き続き、職員向けの研修や地域での国際理解講座、出前講座などを実施し、幅広い市民への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
119	ICTを活用した生活支援・情報発信事業	Ⅲー7	多文化共生の推進		ICTを活用した外国人 市民への情報・コミュ ニケーション支援	外国人市民	窓口への音声翻訳タブ レット配置によるコミュ ニケーション支援とSNSによ る情報発信	計画 どおり	299	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):窓口での外国人市民とのコミュニケーションの円滑化】 ・機械翻訳やビデオ通訳ができる音声翻訳アプリを活用し、市窓口業務等での外国人とのスムーズなコミュニケーションが促進された。 ・Facebookページ「Living Information in Utsunomiya」では、年間を通して、ごみの捨て方や納税方法などの定期情報に加え、大雪などの災害情報などの臨時、緊急情報や交通ルールなどの日本の生活ルールなども発信することができた。 【②今後の取組方針:翻訳タブレットと情報発信の効果的な運用】 ・引き続き、音声翻訳タブレットやFacebook等のSNSを活用し、効果的に情報発信を行っていく。	